

第 1 編 工事監督・検査の概要
～監督・検査作業と法令の関係～

1. 監督・検査の概要

農業農村整備事業等で実施する公共工事は、契約の適正な履行を確認する目的で契約担当官等又は契約担当官等から任命された補助者（監督職員）により「監督」が実施され、契約の目的たる物件の給付の完了を確認するため必要な「検査」を実施し、検査合格後に物件の引渡しを行い完了することとなる。

これまでの監督及び検査は、会計法や地方農政局で定める監督要領及び検査要領等により実施されてきたが、平成12年11月に公布された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）並びに平成13年3月に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）」により、施工体制の適正化を図るため一括下請の禁止、施工体制台帳の提出、現場施工体制の点検、成績評定等が盛り込まれ、施工体制の点検審査を充実する目的で「施工体制点検審査マニュアル」が制定された。

さらに、公共工事の品質確保の観点から平成17年3月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が定められ、この促進対策として、技術検査の適期における実施、工事の施工状況確認の充実が盛り込まれ、新たに「地方農政局中間技術検査実施要領、同細則」が制定された。

また、契約の適切な履行がなされない可能性がある場合に、重点的な監督を実施することとして、施工段階確認におけるマニュアルを改正し「重点監督」を設け、監督職員においても、経験や知識を有する一定の役職にある職員を配置することとし、地方農政局請負工事等監督要領を改正し、新たに「総括監督員」を設け、工事の適正な実施及び品質確保に努めることとした。

今後は、これら監督及び検査の取り決めにより、より質の高い農業農村整備事業を進めていくものである。

2. 監督・検査の体系

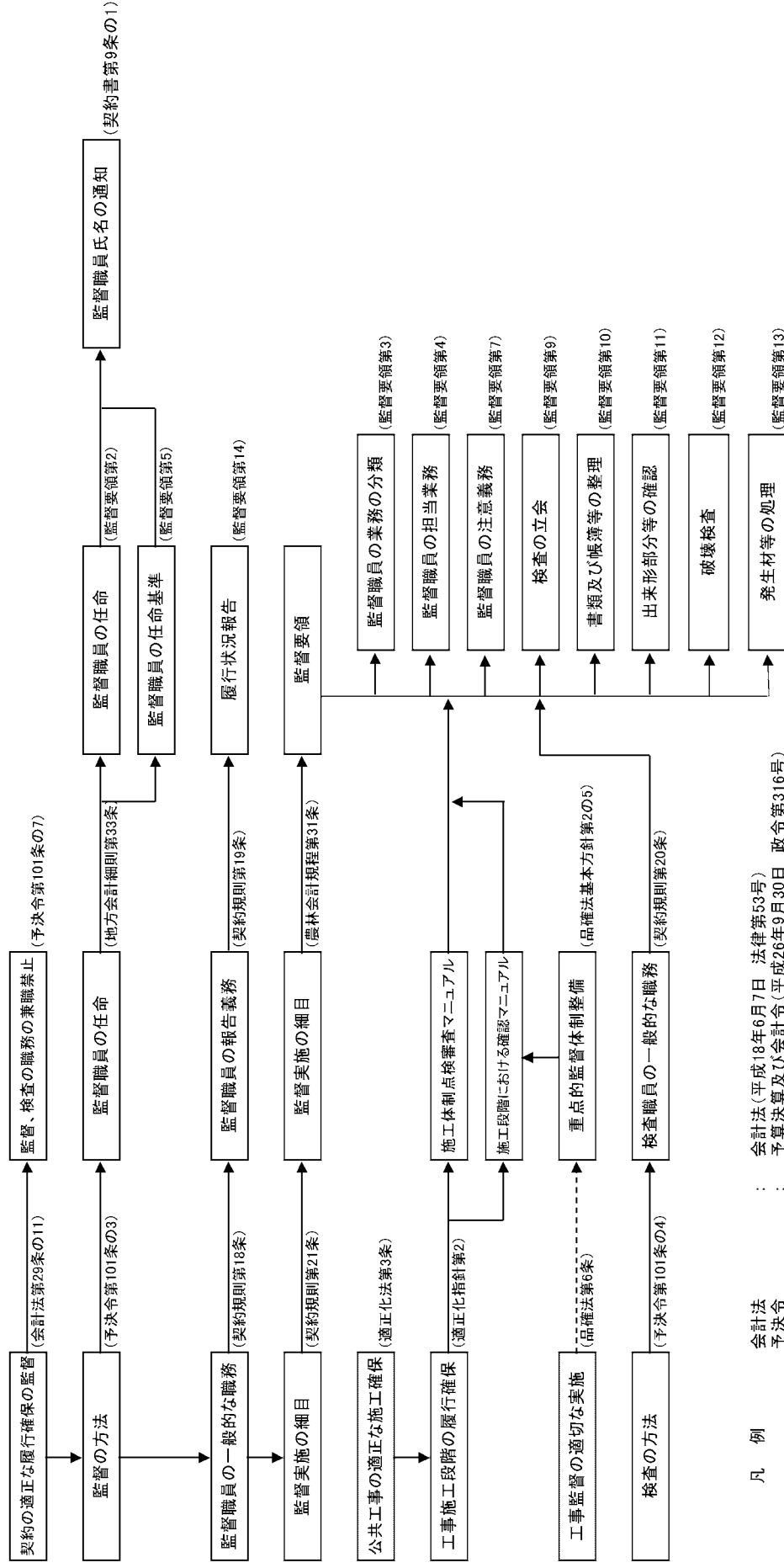
1) 会計法に基づく監督・検査

農業農村整備事業等で実施する公共工事の発注は、会計法第3章支出負担行為及び支出、及び第4章契約に基づき実施され、同法29条の11監督及び検査において「契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。」により工事の監督を実施している。

ここでは、会計法から地方農政局請負工事等監督要領までの法令等の関係を、フローを用いて図解し、関係法令等の監督や検査に関する記載が行われている部分について紹介し、工事現場で実施されている監督について理解を深めていただく資料として編集している。

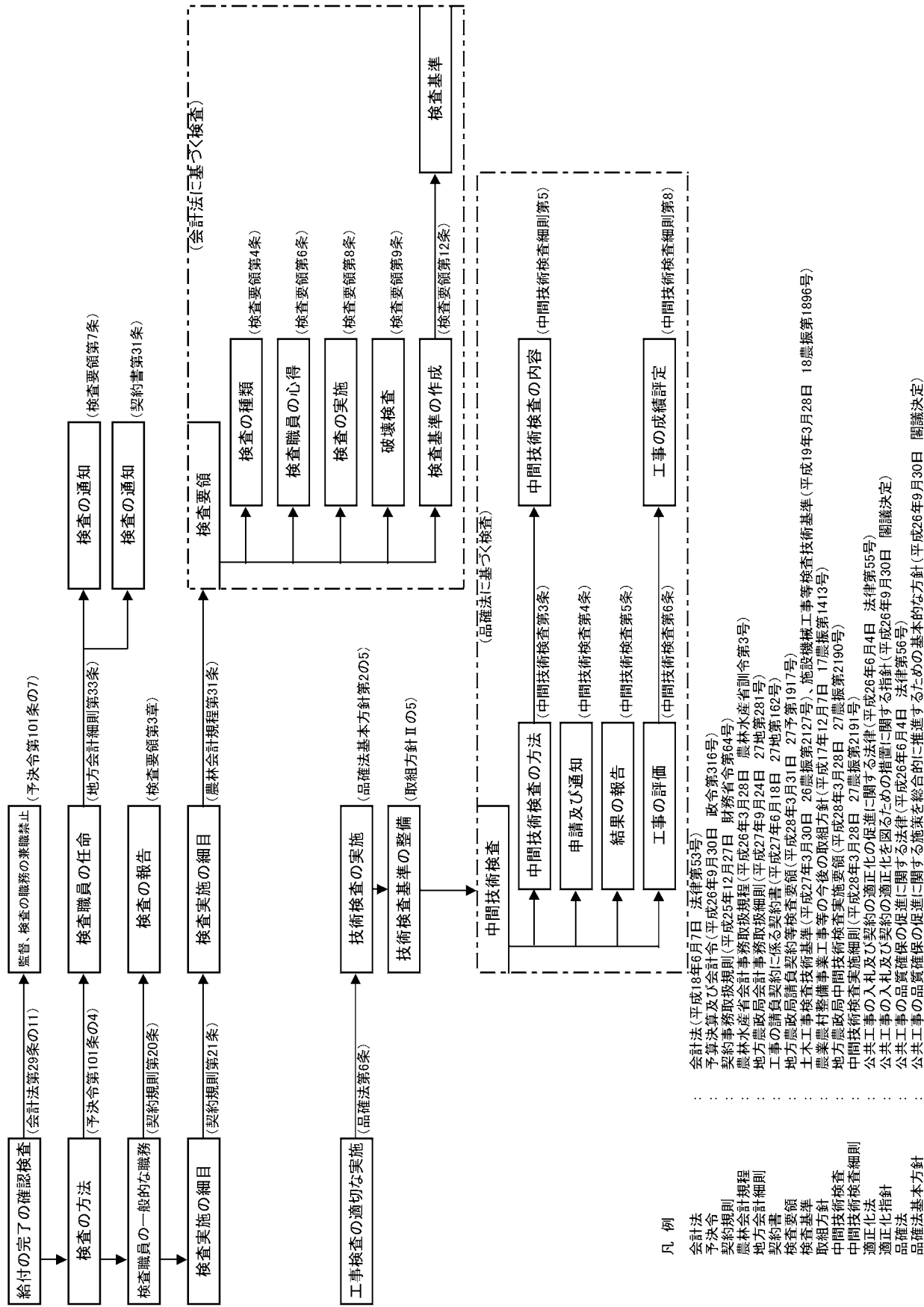
なお、このフローでは、本項と次項2)公共工事の入札及び契約の適正化及び品質確保促進に基づく監督・検査の内容も合わせて記載し、それぞれの内容を一体的に理解できるようにしている。

地方農政局請負工事の監督体系



- 凡 例
- ： 会計法 (平成18年6月7日 法律第53号)
 - ： 予決令 (平成26年9月30日 政令第316号)
 - ： 契約規則 (平成25年12月27日 財務省令第64号)
 - ： 農林会計規程 (平成26年3月28日 農林水産省訓令第3号)
 - ： 地方農政局会計事務取扱細則 (平成27年9月24日 27地第281号)
 - ： 監督要領 (平成27年10月1日 27農振第1409号)
 - ： 契約書 (平成27年6月18日 27地第162号)
 - ： 適正化法 (平成26年6月4日 法律第55号)
 - ： 適正化指針 (平成26年9月30日 閣議決定)
 - ： 品確法 (平成26年6月4日 法律第56号)
 - ： 品確法基本方針 (平成26年9月30日 閣議決定)

地方農政局請負工事の検査体系



各法令等について、関係する部分を抜粋して以下に記載する。

会計法

昭和 22 年 3 月 31 日 法律 35 号

最終改正 平成 18 年 6 月 7 日 法律 53 号

[監督及び検査]

第 29 条の 1 1 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

② 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

③～④は、省略

⑤ 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第 1 項の監督及び第 2 項の検査を委託して行なわせることができる。

予算決算及び会計令（抄）

昭和 22 年 4 月 30 日 勅令第 165 号

最終改正 平成 26 年 9 月 30 日 政令第 316 号

(監督の方法)

第 101 条の 3 会計法第 29 条の 11 第 1 項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本節において「監督」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

(検査の方法)

第 101 条の 4 会計法第 29 条の 11 第 2 項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第 101 条の 7 契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第 101 条の 8 契約担当官等は、会計法第 29 条の 11 第 5 項の規定により、特に専門的な知識又は

技能を必要とすることその他の理由により国の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、国の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

契約事務取扱規則

昭和 37 年 8 月 20 日 大蔵省令第 52 号
最終改正 平成 25 年 12 月 27 日 財務省令第 64 号

(監督職員の一般的職務)

- 第 18 条 契約担当官等、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。
- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

- 第 19 条 監督職員は、関係の契約担当官等と緊密に連絡するとともに、当該契約担当官等の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

- 第 20 条 契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。
- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。
- 3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。
- 4 検査職員は、前 3 項の検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当官等に提出するものとする。

(監督及び検査の実施についての細目)

- 第 21 条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるものの

ほか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

(監督又は検査を委託して行なった場合の確認)

第23条 契約担当官等は、令第101条の8の規定により、国の職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

農林水産省会計事務取扱規程

昭和44年4月1日 農林水産省訓令第9号
最終改正 平成27年9月30日 農林水産省訓令第20号

(監督及び検査の実施についての細目)

第31条 部局長は、契約事務取扱規則第21条の規定より、必要があるときは、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

地方農政局会計事務取扱細則の模範例について

昭和47年6月28日 47地第428号
最終改正 平成27年9月24日 27地第281号

(監督職員及び検査職員の任命等)

第33条 契約担当官等は、令第101条の3の規定により補助者に命じて監督を行わせようとするときは、契約締結決議及び補助者任命書、監督職員任命書又は補助者任命簿により行い、令第101条の4の規定により補助者に命じて検査を行わせようとするときは、検査決議及び補助者任命書、検査職員任命書又は補助者任命簿により行うものとする。

2 契約担当官等は、前項の規定により監督に係る補助者を任命したときは、契約締結通知書により契約措置請求者及び契約の相手方に通知するものとする。

ただし、軽微な契約に係るものについては、これを省略することができる。

3 契約担当官等は、監督職員を変更しようとするときは、監督職員変更申請決議書、監督職員変更申請書、補助者任命及び解任書又は監督職員任命書、監督職員解任書により行うものとする。

4～6は、省略

(監督又は検査の委託契約書の作成)

第34条 契約担当官等は、令第101条の8の規定により国の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせる場合は、工事等の内容、監督又は検査の方法、契約担当官等への連絡又は報告すべき事項、その他必要な事項を記載した契約書を作成して行わなければならない。

工事の請負契約に係る契約書について

平成7年10月24日 7地第882号
最終改正 平成29年3月28日 28予第2498号

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職

員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。

(注) ○の部分には、原則として、「7」と記入する。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から○日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(注) ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は

工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から○日以内に応じなければならない。

(注) ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に○日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(注) ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

工事請負契約書に関する質疑応答集

平成7年11月1日 事務連絡 大臣官房地方課会計班長
最終改正 平成9年10月15日 事務連絡 大臣官房地方課会計班長

(第13条 工事材料の品質及び検査等)

「中等の品質」とは何か。 → 社会通念により判断される品質であるが、一般的に、品質についてJIS規格に適合しているもの、若しくは監督職員が承諾する試験機関の承認を得たものなどである。

第4項は、「検査済工事材料」だけか。 → 工事材料については、部分払の対象としているため、工事現場をみだりに他の建設工事現場の材料置場とすることを防止する等工事現場の管理上の必要性から規定したものであり、従って検査済工事材料だけを対象とはしていない。

(第14条 監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

監督職員が立会いの上調合し又は立会いの上施工しなければならないとはどのような場合か。
→ 重要な構造物等で工事材料の調合（コンクリートの混練等）などの場合、又は完成後外面から明視できない部分の施工である。

土木工事共通仕様書

平成 15 年 3 月 25 日 14 農振第 2562 号
最終改正 平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2267 号

施設機械工事等共通仕様書

平成 26 年 3 月 28 日 25 農振第 2283 号
最終改正 平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2215 号

第 1 章 総則（土木工事共通仕様書）

1－1－8 監督職員

1. 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認し押印するものとする。ただし、緊急を要する場合、又はその他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1－1－25 監督職員による検査及び立会等

1. 受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。
2. 監督職員は、工事が契約書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督職員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において検査及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
5. 監督職員による検査及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。
6. 受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第 17 条及び第 31 条に規定する義務を免れないものとする。
7. 施工段階確認
 - (1) 受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。

- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員の立会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。
- (6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
 - 1) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
 - 2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

次頁からは、工事の施工中に発注者と受注者の間でとり交わされる指示や承諾等について、土木工事共通仕様書で定められているものを一覧表にしています。

工事関係書類一覧表

工事関係書類					工事関係書類の 様式	書類作成の位置付け					媒体		作成部数	備考	
作成 時期	種 別	No.	書類名称	書類作成の根拠		書類作成者		提出先		提示	紙	電子 納品			
						発注者	受注者	監督職員	契約担当	受注者保管					
工事着手前	契約書類	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		2	土木工事共通仕様書	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—		
		設計図書	3	特別仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	
			4	工事数量表	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	
			5	図面	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—	
			6	現場説明書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
			7	(現場説明に対する) 質問回答書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
	契約関係書類	8	現場代理人及び主任技術者等通知書	工事請負契約書第10条第1項	様式1	—	○	—	○	—	○	—	1		
		9	委任権限除外通知書	工事請負契約書第10条第4項	様式2	—	○	—	○	—	○	—	1		
		10	工程表	工事請負契約書第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4	様式3	—	○	—	○	—	○	—	1		
		11	建設業退職金共済制度掛金収納書	共通仕様書第1編1-1-50の3 現場説明書	様式4	—	○	—	○	—	○	—	1		
		12	建設業退職金共済制度証紙受払簿	平成11年3月31日付11地第269号「建設業退職金共済制度の普及徹底について」の5	—	—	○	—	—	○	○	—	—	購入状況を把握するため、提出を求める場合がある。	
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条第1項	様式5	—	○	—	○	—	○	—	1		
		14	VE提案書(契約後VE)	工事請負契約書第19条の2第1項 平成27年10月1日付27農振第1408号「契約後VE方式の入札契約手続き等について」	様式6	—	○	—	○	—	○	—	1	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	工事書類	施工計画	15	施工計画書	共通仕様書第1編1-1-5の1	—	—	○	●	—	—	○	○	1	重要変更の都度提出する。
			16	設計図書の照査確認資料(契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合)	—	—	○	●	—	—	—	○	—	1	契約書18条第1項に該当する事実があった場合のみ提出する。
			17	設計図書の照査確認資料(契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合)	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	契約書18条第1項に該当する事実がない場合は提示する。
			18	工事測量結果(測量標及び多角点設置)	—	—	○	●	—	—	○	—	1		
			19	工事測量結果(設計図書との差異がある場合)	共通仕様書第1編1-1-45の1	—	—	○	●	—	—	○	—	1	設計図書と照合し差異があった場合のみ提出する。
			20	工事測量結果(設計図書との差異がない場合)	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	設計図書と照合し差異がない場合は提示する。
		施工体制	21	施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1-14の1	様式7-1	—	○	●	—	—	○	○	1	下請け契約を締結する全ての工事で提出する。
			21-1	再下請負通知書	共通仕様書第1編1-1-14の1	様式7-2	—	○							
			22	施工体系図	共通仕様書第1編1-1-14の2	様式8	—	○							
		その他	23	CORINS登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-7の2	—	—	○	●	—	—	○	—	1	受注・変更・完成・訂正時に提出する。
			24	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1-22の4	様式9	—	○	○	—	—	○	—	1	該当する建設資材を搬入する場合、施工計画書へ含めて提出
			25	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-22の5	様式10	—	○	○	—	—	○	—	1	該当する建設資材を搬入する場合、施工計画書へ含めて提出
			26	通知書(建設リサイクル法第11条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	様式11	○	—	—	—	—	○	—	—	都道府県知事等に提出
	27		説明書(建設リサイクル法第12条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項	様式12	—	○	—	○	—	○	—	1		
28	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条に基づく記載事項		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項	様式13	—	○	—	○	—	○	—	1			
28-1	工事の施工効率向上対策打合せ記録簿		—	様式42	○	—	—	—	—	○	○	1			
施工中	契約関係書類		中間前払金	29	中間前払金認定願	工事請負契約書第34条第4項	様式14	—	○	—	○	—	○	—	1
		30		工事出来高内訳書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前払に係る認定等の取扱について」	様式15	—	○	—	○	—	—	—	1	〃
		31		検査済材料費計算書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前払に係る認定等の取扱について」	様式16	—	○	—	○	—	○	—	1	中間前払を申請する場合で工事搬入材料を出来高に加算する場合に提出
		32		請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条第3項	様式17	—	○	—	○	—	○	—	1	中間前払を申請する場合に提出
		完済部分検査	33	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条第1項	様式18	—	○	—	○	—	○	—	1	部分引渡しがある場合に提出
			34	(指定部分)引渡書	工事請負契約書第38条第1項	様式19	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
			35	請求書(指定部分支払)	工事請負契約書第38条第1項	様式20	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
			36	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第37条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
			37	出来形部分検査願(第1回)	工事請負契約書第37条第2項	様式22	—	○	—	○	—	○	—	1	部分払いがある場合に提出
			38	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第37条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
		修補	39	請求書(第1回部分払金)	工事請負契約書第37条第5項	様式23	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
			40	修補完了報告書	工事請負契約書第31条1項	様式24	—	○	○	—	—	○	○	1	部分検査において修補を指示された場合に提出する。
			41	修補完了届	工事請負契約書第31条6項	様式25	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
		工期変更	42	工期変更願	工事請負契約書第21条	様式26	—	○	—	○	—	○	—	1	工期の変更を請求する場合に提出する。
			43	工期変更協議	共通仕様書第1編1-1-19の3～6	—	—	○	●	—	—	○	○	1	変更内容に関する関係資料を添付し協議する。
		支給材料	44	支給材料請求書 貸与品請求書	共通仕様書第1編1-1-20の2	様式27	—	○	—	○	—	○	—	1	
			45	支給材料受領書 貸与品借用書	工事請負契約書第15条第3項 共通仕様書第1編1-1-20の3	様式28	—	○	—	○	—	○	—	1	支給材料、貸与品がある場合に提出する。
46	支給材料返還書 貸与品返還書		工事請負契約書第15条第9項 共通仕様書第1編1-1-20の6	様式29	—	○	—	○	—	○	—	1			
その他	47		部分使用承諾	工事請負契約書第33条第1項	—	○	—	—	—	—	○	○	—	部分使用がある場合に作成する。	
	48		工事現場発生材報告書	共通仕様書第1編1-1-21	様式30	—	○	○	—	—	○	○	1	現場発生材がある場合に提出する。	

工事関係書類一覧表

事 関 係 書 工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 様式	書類作成の位置付け					媒体		作成部数	備考
作成 時期	種 別	No.	書類名称	書類作成の根拠		書類作成者		提出先		提示	紙	電子 納品		
						発注者	受注者	監督職員	契約担当	受注者保管				
施 工 中	工事書類	施工管理	49	打合簿(協議)	共通仕様書第1編1-1-2の19	○	○	○	—	—	○	○	1	
			50	打合簿(承諾)	共通仕様書第1編1-1-2の20	○	○	○	—	—	○	○	1	
			51	打合簿(指示)	共通仕様書第1編1-1-2の21	○	—	—	—	—	○	○	1	
			52	打合簿(提出)	共通仕様書第1編1-1-2の22	—	○	○	—	—	○	△	1	一部電子納品対象外あり(紙媒体提出のみ)
			53	打合簿(報告)	共通仕様書第1編1-1-2の24	—	○	○	—	—	○	○	1	
			54	打合簿(通知)	共通仕様書第1編1-1-2の25	○	—	—	—	—	○	○	1	
		55	関係機関との手続き書類(許可等の写し)	共通仕様書第1編1-1-43の3	—	—	○	●	—	—	○	○	1	関係機関との手続きがある場合に提出する。
		56	関係機関との交渉記録(交渉内容報告)	共通仕様書第1編1-1-43の7	—	—	○	●	—	—	○	○	1	関係機関との交渉がある場合に提出する。
		57	立会願(施工段階確認、工事材料検査含む)	工事請負契約書第13条第3項 共通仕様書第1編1-1-25の1 施工段階における確認マニュアル2(4)①	様式32	—	○	○	—	—	○	—	1	立会を依頼する場合に提出する。
		58	施工段階確認簿	施工段階における確認マニュアル2(4)③	様式33	—	○	○	—	—	○	○	1	設計図書で規定された場合に提出する。
		59	材料検査簿	地方農政局請負工事等監督要領第2章第10(4)	様式34	○	—	○	—	—	○	—	—	材料検査結果を記録する。
		60	材料承諾	共通仕様書第2編2-1-2	—	—	○	●	—	—	○	○	1	設計図書及び監督職員が指示する材料について打合簿(承諾)にて提出する。
	61	休日等作業届	共通仕様書第1編1-1-44の1	様式35	—	○	○	—	—	○	—	1	休日等に作業を行う場合に提出する。	
	安全管理	62	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編1-1-34の10(3)	—	—	○	—	—	○	○	—	—	
		63	事故報告書	共通仕様書第1編1-1-38	様式36	—	○	○	—	—	○	○	1	事故が発生した場合に提出する。
		工程管理 検査	64	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編1-1-32	様式37	—	○	○	—	—	○	—	1
	65		出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編1-1-29の2 中間技術検査実施細則第5	—	—	○	●	—	—	○	—	1	既存部分検査、中間技術検査を受ける場合に提出する。
	その他	66	廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書第1編1-1-22の2	—	—	○	●	—	—	○	○	1	産業廃棄物を搬出した場合に廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出する。
		67	搬出帳票(建設発生土)	共通仕様書第1編1-1-22の2	—	—	○	●	—	—	○	○	1	建設発生土を搬出した場合に提出する。
工 事 完 成 時	契約関係書類	68	完成通知書	工事請負契約書第31条第1項	様式38	—	○	—	○	—	○	—	1	
		69	修補完了報告書	工事請負契約書第31条第1項	様式24	—	○	○	—	—	○	○	1	検査において修補を指示された場合に提出する。
		70	修補完了届	工事請負契約書第31条第6項	様式25	—	○	—	○	—	○	—	1	〃
		71	引渡書	工事請負契約書第31条第4項	様式19	—	○	—	○	—	○	—	1	
		72	請求書(完成払金)	工事請負契約書第32条第1項	様式39	—	○	—	○	—	○	—	1	
	工事書類	73	出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1	土木工事 施工管理基準	—	○	●	—	—	○	○	1	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。
		74	出来形数量	共通仕様書第1編1-1-26の2	—	—	○	●	—	—	○	—	1	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。
		75	出来形図	共通仕様書第1編1-1-26の3	—	—	○	●	—	—	○	—	1	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。
		76	品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1	土木工事 施工管理基準	—	○	●	—	—	○	○	1	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。
		77	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-24の2	—	—	○	●	—	—	○	○	1	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。
		78	工事写真	共通仕様書第1編1-1-28の1(3) 共通仕様書第1編1-1-30の1	土木工事 施工管理基準	—	○	●	—	—	○	○	1	
		79	排出ガス対策型建設機械写真	共通仕様書第1編1-1-39の5	—	—	○	○	—	—	○	○	1	工事写真に含めて提出する。
		80	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-47 平成13年4月2日付12経第2806号別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」第2V2(2)	様式40	—	○	●	—	—	○	—	1	該当項目がある場合に報告する。
		81	工事完成図	共通仕様書第1編1-1-27	—	—	○	●	—	—	○	○	1	施工承諾の内容を最終の設計図に反映した図面
		82	電子納品	共通仕様書第1編1-1-37の1	—	—	○	○	—	—	—	○	2	CD-R又はDVD-R
その他	83	報告書(建設リサイクル法第18条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	様式41	—	○	○	—	—	○	—	1	該当する資材がある合提出する。	
	84	再生資源利用計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-22の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式9	—	○	○	—	—	○	—	1	該当する建設資材を搬入した場合提出する。	
	85	再生資源利用促進計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-22の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式10	—	○	○	—	—	○	—	1	該当する建設副産物を搬出した場合提出する。	

(注) 提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。

工事関係書類様式

番号	書 類 名	備 考
様式－１	現場代理人及び主任技術者等通知書	
様式－２	委任権限除外通知書	
様式－３	工程表	
様式－４	建設業退職金共済制度掛金収納書	
様式－５	請求書（前払金）	
様式－６	VE提案書（契約後VE）	
様式－７－１	施工体制台帳	
様式－７－２	再下請負通知書	
様式－８	施工体系図	
様式－９	再生資源利用計画書	
様式－１０	再生資源利用促進計画書	
様式－１１	通知書（建設リサイクル法第11条）	
様式－１２	説明書（建設リサイクル法第12条）	
様式－１３	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条に基づく記載事項	
様式－１４	中間前金払認定願	
様式－１５	工事出来高内訳書	
様式－１６	検査済材料費計算書	
様式－１７	請求書（中間前払金）	
様式－１８	指定部分完成通知書	
様式－１９	（指定部分）引渡書	
様式－２０	請求書（指定部分支払）	
様式－２１	既済部分出来高明細書	
様式－２２	出来形部分検査願（第 回）	
様式－２３	請求書（第 回部分払金）	
様式－２４	修補完了報告書	
様式－２５	修補完了届	
様式－２６	工期変更願	
様式－２７	支給材料請求書（貸与品請求書）	
様式－２８	支給材料受領書（貸与品借用書）	
様式－２９	支給材料返還書（貸与品返還書）	
様式－３０	工事現場発生材報告書	
様式－３１	打合簿	
様式－３２	立会願	
様式－３３	施工段階確認簿	
様式－３４	材料検査簿	
様式－３５	休日等作業届	
様式－３６	事故報告書	
様式－３７	工事履行報告書	
様式－３８	完成通知書	
様式－３９	請求書（完成払金）	
様式－４０	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	
様式－４１	報告書（建設リサイクル法第18条）	
様式－４２	工事の施工効率向上対策打合せ記録簿	

（注）提出部数は原則１部とする。

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容
第1編 共通編									
総則									
1-1-1	設計図書間で相違があるとき	1-1-2	品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-3	設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-23	特定建設資材の分別解体等及び再資源化
1-1-5	詳細な施工計画書	1-1-3	契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-19	工期変更	1-1-4	工程表	1-1-32	履行報告
1-1-11	工事用地等の復旧方法			1-1-22	建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-5	着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-34	地下埋設物等を発見した場合
1-1-16	調査・試験に対する協力	1-1-5	施工計画書の記載内容の省略	1-1-30	定めのない工種の施工管理			1-1-39	環境への影響が予知され又は発生した場合
1-1-17	工事の一時中止	1-1-17	中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-34	地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修	1-1-6	詳細な施工計画書		文化財を発見した場合
1-1-19	工期変更協議対象の是非				電子化の範囲等	1-1-7	施工計画台帳(低入札の場合)	1-1-40	文化財を発見した場合
1-1-20	支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-22	建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-37	発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-14	施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	1-1-43	関係官公庁への手続き内容(事前)及び状況
1-1-21	工事現場発生の品の引渡し場所			1-1-49					官公庁との交渉等の内容
1-1-28	修補の必要があると認めた場合	1-1-24	工事材料の品質を証明する資料					1-1-47	創意工夫等に関する資料
1-1-29	工事の出来高に関する資料の作成	1-1-34	公衆に迷惑を及ぼす施工方法					1-1-49	業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-34	地下埋設物の処置		設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用			1-1-17	中止期間中の維持管理基本計画書	1-1-51	臨機の措置を講じた場合の内容
1-1-36	工事検査に必要な仮設物の存置					1-1-19	工期変更の協議書		
1-1-38	事故報告書の提出期日	1-1-44	設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合			1-1-20	支給材料及び貸与品の請求書		
1-1-39	環境への影響が予知され又は発生した場合	1-1-45	用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-21	工事現場発生材報告書		
1-1-40	文化財を発見した場合の処理					1-1-22	建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票		
1-1-43	関係官公庁への手続きが困難な場合						再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況		
1-1-45	測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-24	工事材料の品質を証明する資料		
	測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-25	監督職員の立会願		
1-1-46	提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-26	施工管理記録、写真等の資料		
							出来形数量及び出来形図		
						1-1-27	出来形測量に基づく出来形図		
						1-1-28	工事完成図		
							完成通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料		
						1-1-29	工事の出来高に関する資料		
						1-1-30	施工管理記録		
						1-1-37	電子媒体		
						1-1-38	事故報告書		
						1-1-39	第三者に損害を与えた場合の回避可否に関する判断資料		
						1-1-39	使用する建設機械の写真		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容	章 節・条	内 容
章 節・条						1-1-41 1-1-43 1-1-44 1-1-45 1-1-46 1-1-50	・特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票 ・工事用道路の施工計画書 ・法令、条例等による許可書類の写し ・官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合の理由を付した書面 ・工事測量の結果 ・工事請負契約に係る提出書類 ・発注者用掛金収納書		
材料									
2-1-2	・ 工事材料 ・ 工事材料の試験及び検査	2-1-2	・ 指示された工事材料 ・ JIS 及び土木学会基準に適合しない混和材料を使用する場合	2-1-1	・ 環境負荷低減に資する物品等の使用 ・ セメントに高炉セメント B 種以外を使用する場合	2-1-2	・ 監督職員が指示する工事材料の見本又は資料（使用前）	2-7-1	・ アルカリ骨材反応抑制対策の方法及び使用した骨材の試験結果
2-1-3		2-6-3		2-4-11 及び 2-6-1					
施工共通事項									
3-2-2	・ 工事記録の提出 ・ 養生期間	3-3-2	・ 誤って仕上げ面を越えて発破を行ったときの修復工法 ・ 水中盛土の工法及び材料等 ・ 誤って仕上げ面を越えて発破を行ったときの修復工法 ・ 受入れ地の地形が実測困難な場合 ・ 杭先端部の球根形状 ・ 遮へいした場合等の溶接作業 ・ 設計図書に示す鉄筋加工、組立、継手以外の場合 ・ 沈下に際し火薬類を使用する場合 ・ 減圧沈下を併用する場合 ・ 練石積（張）工の合端のモルタル目地 ・ 計画配合の修正等が必要な場合 ・ 全塩化物量の許容値を 0.6kg/m ³ 以下とする場合 ・ 伸縮継目の目地の材質等が設計図書に示されていない場合 ・ コンクリート製等以外のスベークを用いる場合 ・ 設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法	3-2-2 3-3-1	・ 基準点及び水準点の移設 ・ 工事目的物に影響する湧水が発生した場合 ・ 設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合 ・ 設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合 ・ 土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合 ・ 崩落、地すべり等が生じた場合、又はそのおそれがある場合の対策方法 ・ 基礎地盤の支持力が得られない場合等 ・ 発破施工時の防護柵等が設計図書に示されていない場合 ・ 盛土する地盤に予期しない不良地盤が現れた場合の処理方法 ・ 沈下等の有害な現象があった場合の処理方法 ・ 盛土基礎地盤に支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合 ・ 地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合の処置方法	3-2-2	・ 工事記録 ・ 移設した基準点及び水準点の成果図 ・ 盛土方法が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・ 受入れ地の地形を実測した資料 ・ 実測に代わる資料 ・ 杭の施工記録 ・ 埋込み工法における支持層の確認結果 ・ 溶接工の資格証明の写し ・ 床掘り完了後の杭頭部の杭径確認写真 ・ アンカー定着部位置の確認結果 ・ 製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料 ・ JIS マーク表示認証工場のレイアウトシートを用いることが困難な場合の品質確認資料 ・ 計画配合の修正が必要な場合の変更計画配合表 ・ 「特定調達品目」の合板型枠を使用する場合に、要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真 ・ 鉄筋組立て完了後の検査結果	3-2-2	・ 架空線等上空施設の現地調査結果 ・ 観測記録 ・ 湧水発生により行行った応急措置 ・ 崩落、地滑り等が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置 ・ 地盤沈下等に伴う応急措置を行った場合 ・ 鋼杭の溶接結果 ・ 植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果 ・ 発芽不良箇所が生じた場合の原因調査及び再施工の結果 ・ 芝が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果 ・ アルカリ骨材抑制対策の方法 ・ ガス圧接部の欠陥による外観検査及び超音波深傷検査の結果 ・ 路床及び路盤面に異常を発見した場合 ・ 路盤面に異常を発見した場合 ・ C B R を満足しない場合 ・ 施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・ 配合試験と一軸圧縮試験による目標強度の結果
3-10-2		3-3-3		3-3-2		3-3-3		3-7-9 3-9-3	
		3-3-7		3-3-3		3-7-3		3-11-2	
		3-3-8		3-3-2		3-8-2		3-11-4 3-13-2 3-13-5	
		3-4-2		3-3-2		3-9-2		3-13-6	
		3-4-3							
		3-4-5							
		3-4-6							
		3-5-5							
		3-7-3							
		3-7-7							
		3-7-12							

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
						3-9-3	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書		・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・地下埋設物を発見した場合 ・掘削面に異常を発見したとき ・電気事業主任技術者の選任
3-10-1	・ガス圧接部の欠陥による指定の検査により難い場合 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合	3-3-4	・設計図書に余盛りの高さが示されていない場合 ・路体盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法	3-9-3	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-9-3	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-13-7	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・地下埋設物を発見した場合 ・掘削面に異常を発見したとき ・電気事業主任技術者の選任
3-10-2	・特殊な混和剤を使用する場合	3-3-5	・路床盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法	3-10-1	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-10-1	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-13-7	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・地下埋設物を発見した場合 ・掘削面に異常を発見したとき ・電気事業主任技術者の選任
3-10-3	・コンクリートを静水中以外に打込む場合	3-3-6	・法面の安定を欠く場合及び法面の不陸を招くおそれのある場合	3-11-3	・設計図書に示す断面を越えて既設構造物等を切削する場合 ・水中埋戻しを行う場合の施工方法	3-11-3	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-20-7	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・地下埋設物を発見した場合 ・掘削面に異常を発見したとき ・電気事業主任技術者の選任
3-10-4	・海水の作用を受けるコンクリートの打継目	3-3-7	・床掘りで崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合の対応等						
3-11-3	・下層路盤の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合 ・セメント量及び石灰量 ・一軸圧縮試験の省略 ・セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 ・安定処理工の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合 ・過去の実績又は定期試験による試験練り報告書 ・混合物排出時の温度 ・気温が指定温度以下るとき及び雨天時の施工 ・瀝青材料の品質証明書 ・暑中、寒中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法 ・安定材の試験成績書 ・使用する安定材の添加量及び土のC B R試験結果 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・気温が 5℃以下るとき及び雨天時の施工 ・棄液注入施工に伴う現場責任者 ・棄液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の濁水処理施設計画書等 ・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-3-8	・埋戻し用土に有害物を含む場合 ・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等 ・受入れ地の施工条件について設計図書に示されていない場合 ・杭が破損、わん曲等が発生したとき又は打込み傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法 ・土質状況等により設計図書により難い場合 ・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に	3-13-2	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-13-2	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-20-7	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合 ・地下埋設物を発見した場合 ・掘削面に異常を発見したとき ・電気事業主任技術者の選任
3-11-4	・暑中、寒中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法								
3-13-2	・安定材の試験成績書 ・使用する安定材の添加量及び土のC B R試験結果 ・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合 ・気温が 5℃以下るとき及び雨天時の施工 ・棄液注入施工に伴う現場責任者 ・棄液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の濁水処理施設計画書等 ・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-4-1	・杭が破損、わん曲等が発生したとき又は打込み傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法 ・土質状況等により設計図書により難い場合 ・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に	3-20-1	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書	3-20-1	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真 ・遅延剤、流動化剤等を使用する場合の資料 ・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料 ・瀝青材料の品質証明書 ・安定材の試験成績書 ・C B R試験結果 ・棄液注入に伴う現場責任者の経歴書 ・注入の効果が確認できる資料 ・仮設工の施工計画書		
3-13-6	・棄液注入施工に伴う現場責任者 ・棄液注入の工法及び材料 ・濁水処理施設を設置する場合の濁水処理施設計画書等 ・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-4-2	・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に	3-4-5	・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に				
3-21-2	・濁水処理施設を設置する場合の濁水処理施設計画書等 ・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-4-3	・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に	3-4-7	・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所 ・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法 ・著しく沈下が困難な場合の処理方法 ・矢板が入らない、あるいは破損及び打込み傾斜の著しい場合 ・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法 ・湧水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に				
3-21-3	・試験結果より漏水対策を講じる必要がある場合の方法	3-6-4	・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に	3-6-6	・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難い場合 ・周辺地盤、アンカー定着地盤に				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				影響がある場合 ・削孔が不能となった場合の処置方法 ・コンクリート使用量が少量で共通仕様書によらない場合 ・トラックアジテータ以外を使用する場合 ・練り混ぜから打ち終わるまでの時間が規定する時間を超える場合 ・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法 ・路床及び路盤面に異常を発見した場合の処置方法 ・瀝青材料の加熱温度 ・路盤面に異常を発見した場合の処置方法 ・路盤面に異常を発見した場合の処置方法 ・防護柵の設置位置に支障がある場合又は示されていない場合 ・金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合 ・改良工法、改良材、投入量の変更を行う場合 ・所定のCBRを満足しない場合の処理方法 ・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法 ・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法 ・地下埋設物を発見した場合の対応方法 ・掘削面に異常を発見した場合の処置方法 ・復旧する耕土厚の確保が困難となった場合 ・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合					
3-7-1									
3-7-2									
3-7-10									
3-9-3									
3-11-2									
3-11-3									
3-11-4									
3-12-2									
3-13-1									
3-13-2									
3-13-5									
3-13-6									
3-13-7									
3-15-1									
3-16-2									
3-16-3									
3-17-8									

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3-17-9 3-17-11 3-18-1 3-18-2 3-19-3 3-19-4 3-19-5 3-20-9 3-20-10 3-21-2 3-21-3	の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法 ・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合 ・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合 ・境界杭が設計図書に示す深さに埋設できないとき ・鋼矢板及びH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合 ・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合 ・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置 ・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法 ・粉じん濃度 3mg/m ³ を達成することが困難と考えられる場合 ・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合 ・工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合 ・濁水処理後の汚泥等の処理方法 ・管継目試験の実施が困難な場合				
第2編 工事別編									
ほ場整備工事									
1-2-2	・根株等の処理を適正に処理する以外の場合	1-2-2	・石礫の処理を地区外に処理する場合	1-2-2 1-3-4 1-4-5 1-4-6	・計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合 ・暗渠排水の効果が阻害されるおそれがある場合 ・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合 ・柵、管渠、呑口、吐口が現地と適合しない場合				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
農地造成工事									
				2-3-1	計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2-5-1	土壌改良材の保証票	2-3-1	計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるとき
				2-3-2	- 伐開物の処分方法 - 設計図書に抜根及び排根の集積場所及び処理方法が示されていない場合				
				2-5-1	- 岩盤又は転石等、不適当な土質、多量の湧水が出現した場合 - 設計図書に雑物及び石礫の処理方法が示されていない場合				
農道工事									
3-13-2 3-14-4	- 側溝設置による勾配 - 区画線の施工場所、施工方法、施工種類	3-8-5 3-9-2 3-14-3	- 指針の規定以外の施工方法による場合 - 自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難しい場合 - 規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-3-1 3-6-6 3-8-5 3-9-2 3-9-4 3-9-5 3-10-2 3-14-3 3-14-7	- 路床面の支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合 - 盛土及び壁面材に異常な変位が観測された場合 - 設計図書に示された据付勾配により難しい場合 - 設計図書に示された水路勾配により難しい場合 - 軟弱地盤が出現した場合の施工方法 - コルゲートフリユームのあげこしを行う必要が生じた場合の布設方法 - 集水桝の高さ調整が必要な場合 - 新たに地下水脈を発見した場合の対策 - アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合 - 落石防止網工が設計図書に示す設置方法により難しい場合 - 標識の設置において障害物がある場合 - 設計図書に視線誘導標の設置位置が示されていない場合 - 設計図書に距離標の設置位置が示されていない場合 - 設計図書に道路鉋の設置位置が示されていない場合				
水路トンネル工事									

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
4-5-1	・ 支保工の間隔	4-2-2	・ 坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果	4-5-1	・ 掘削岩質分類表の変更 ・ 底板支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法 ・ 支保工パターンが地山条件により、より難い場合 ・ 吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難い場合 ・ 地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合 ・ ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合 ・ 地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合 ・ 地山の岩質、地質、せん工の状況から定着方式、定着材が出来ない場合 ・ 覆工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・ 鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚線内に入れる場合の施工方法 ・ 計測Aの結果による覆工コンクリートの打設時期 ・ 真込注入の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等 ・ 設計図書に示す注入圧力に達しない場合	4-2-2	・ 坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果（検査時） ・ 地質、湧水、その他自然現象、支保工、覆工等の状況記録（請求） ・ 岩の分類の境界が現地と一致しない場合の確認資料（検査時） ・ 火薬取引量、火薬取扱主任の経歴書	4-2-2	・ 施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合、又は災害防止の措置をとった場合 ・ 岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・ 支保工に異常が生じた場合
		4-5-1	・ 坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果 ・ 地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ覆工の強度に影響が無いものを設計巻厚線内に入れる場合 ・ 余掘りが生じた場合の充填材料及び施工方法 ・ 逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き掘りする場合 ・ 鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・ 鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工以外の加工を行う場合 ・ 覆工の施工時期 ・ 覆工の型枠 ・ 鋼製移動式の型枠以外のものを使用する場合 ・ インバーットの掘削で掘削線を越えて掘り過ぎた場合の処理方法及び充填材料	4-5-2	・ 伸縮継目又は収縮継目の位置を設計図書の規定によらない場合 ・ 事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手施工方法 ・ 設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	5-2-2	・ 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・ 暗渠工及びびサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果
水路工事		5-2-2	・ 伸縮継目又は収縮継目の位置を設計図書の規定によらない場合	5-6-3	・ 事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法	5-2-2	・ 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・ 暗渠工及びびサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果
		5-6-3	・ 事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手施工方法	5-6-3	・ 事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法	5-2-2	・ 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・ 暗渠工及びびサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果
		5-11-2	・ 設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	5-11-2	・ 設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	5-2-2	・ 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・ 暗渠工及びびサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果
河川及び排水路工事				6-7-1	・ 根固め工の施工で予期しない障害となる工作物等が現れた場合				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				6-7-3 6-9-1 6-9-2 6-9-6	・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法 ・設計図書に定められていない仮締切を設置する場合 ・基礎下面の土質が不適当の場合の処理 ・仮締切内に予期しない湧水がある場合の処置 ・鋼構造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合				
管水路工事									
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合	7-2-2 7-6-4	・管番号を記載した管割図 ・鋼管の製作図書	7-5-1 7-6-4	・急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合 ・据付の際、不適当な部材を発見した場合	7-2-2 7-6-2 7-6-4	・布設にともない変更となった管割図 ・接着剤の性質等に関する資料 ・鋼管の製作図書 ・現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類	7-2-2 7-6-4	・管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合 ・管の接続後の点検結果 ・溶接部の判定記録
畑かん施設工事									
		8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等	8-9-1 8-9-2	・給水栓の設置が現地状況からより難しい場合 ・散水施設の設置が現地状況からより難しい場合	8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等		
フィルダム工事									
10-4-1	・風化岩等不良岩及び破砕帯、断層の処理	10-4-1	・過掘の処理に使用する埋戻材料及び施工方法	10-13-1 10-13-2	・閉塞工の施工時期 ・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-4-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料	10-8-2 10-9-3	・埋設後、計器の作動状況の検査 ・観測計器の動作確認 ・コンクリートの打込み完了後、観測計器の作動状況の検査
10-5-2	・基礎地盤からの湧水処理の方法 ・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合 ・盛立材料が品質試験の結果から不適当と認めた場合	10-5-2 10-8-1	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合 ・盛立ゾーンの一部を先行して盛立する場合、その範囲と形状等 ・遮水ゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置 ・雨水の浸透を防ぐ措置 ・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合 ・埋設計器の性能検査			10-5-2 10-8-2 10-9-3	・盛立材料の品質管理試験結果 ・観測計器の設置に係る諸結果 ・計器製造者の品質又は性能に関する資料		
10-8-1	・盛立材料の試験 ・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合 ・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合 ・湧水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法 ・盛立材料の転圧が不適当と認められた場合の処理方法 ・観測計器の測定値に異常が発生	10-8-2 10-9-4	・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合 ・湧水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法 ・盛立材料の転圧が不適当と認められた場合の処理方法 ・観測計器の測定値に異常が発生			10-11-1	・観測計器の設置に係る諸結果 ・計量装置の検査結果 ・各孔の注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料 ・水押し試験及び透水試験の記録		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
			枠を使用する場合 ・型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合 ・型枠の取り外し時期及び順序 ・型枠取り外し後の処理方法 ・設計図書に示す冷却管以外のも のを使用する場合 ・冷却管の設置計画図 ・冷却用設備の設置計画図 ・圧力計の検査及び設置箇所 ・充水用水槽以外を設ける場合 ・水及びセメントの計量方法 ・洗浄及び水押し試験、材料 ・継目グラウチングの注入開始 ・圧力計の記録方法 ・継目の動きを測定する計器の型 式、規格、記録方法及び設置場 所						
	11-6-5								
	11-6-6								
P C 橋工事									
12-4-7	・銘板の取付位置 ・塗装が困難となる部分の塗装方 法	12-3-2	・グラウトを普通ポルトランドセ メント以外の材料で使用する場 合	12-3-2	・ P C 鋼材の切断を機械的手法以 外で行う場合	12-3-2	・緊張管理計画書 ・道路橋示方書に基づく管理記録	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場 合 ・緊張管理計画書で示した荷重計 の示度と P C 鋼材の抜き出し量 の測定値との関係が許容範囲を 超える場合 ・伸縮装置の据付位置
12-4-8		12-4-8	・防錆剤の使用	12-4-8	・塩 分 付 着 量 の 測 定 結 果 が NaCl150mg/m ² 以上となった場合 の処置方法	12-4-8	・塗膜厚検査による塗膜厚測定記 録	12-3-2	
	12-5-3	・グースアスファルトの配合設計	12-5-3	・基盤面に異常を発見したときの 処置方法	12-5-3	・配合が設計図書に示す品質が得 られることが確認できる資料	12-4-1		
橋梁下部工事									
	13-4-4	13-4-4	・露出した鉄筋の防錆にモルタル ペースト以外のものを使用する 場合 ・支承部の箱抜き施工を道路橋支 承便覧の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事 を完了する場合でモルタル仕上 げ以外の方法で行う場合	13-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した 施工計画書		
頭首工事									
		14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリ ートの同時施工が困難な場合	14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリ ートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・ P C 桁等の輸送計画を記載した 施工計画書		
機場下部工事									
		15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分 及び軽微な事項以外の調整 ・施工上支障となる基準点及び水 準点の移設	15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分 及び軽微な事項以外の調整 ・施工上支障となる基準点及び水 準点の移設	15-2-2	・施工上支障となる基準点及び水 準点の移設成果 ・排水施設の設定に伴う揚水量、 地下水位、地盤の沈下等の観測		

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				15-4-1 15-4-6	- 地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理 - 施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカー金具埋設位置等（関係者）		記録 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
地すべり防止工事									
16-7-2	集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合	16-8-2	- 鉄筋の継手を重ね継手により難しい場合 - 裏込注入圧力を低圧により難しい場合	16-6-1 16-7-2 16-8-2	- 集水井内部の換気方法等 - 設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合 - 土留工の施工がより難しい場合 - ライナーブレードなしで掘削可能となった場合、又は補強リネグが必要となった場合 - 湧水が著しく多くなった場合	16-2-2 16-8-2	- 既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書 - 孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料 - グラウトの注入方法	16-2-2 16-7-2	- 施工中工事区域域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合 - 掘削中の地質構造、湧水等の記録 - 集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合
P Cタンク工事									
				17-2-2 17-7-1 17-9-1	- P Cタンク完成後に水張り試験を行うことがより難しい場合 - 歩廊工を設計図書に基づいて施できない場合 - 付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合				
ため池改修工事									
18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-7-1	- 土質試験の試験項目 - 浸透流出水のpH測定方法等 - 浸透流出水のpH測定方法等 - 浸透流出水のpH測定方法等	18-4-1 18-4-2 18-7-1	- 使用する固化材の添加量 - セメント系ミルクの添加量 - 使用する固化材の添加量	18-3-1 18-3-2 18-3-3 18-3-9 18-3-10 18-4-1	- 雑物除去が完全にできない場合 - 設計図書に示されていない地表物等 - 現地状況により樹木の根等が除去できない場合 - 地盤改良が必要となった場合 - 泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 - 泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 - 湧水の排除方法 - コンタクトクレーを施工する場合の厚さ及び施工方法 - 乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 - 固化材以外の改良方法を行う場	18-3-8 18-4-1 18-4-2 18-6-2 18-7-1	- 土質試験結果 - 固化材による地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 - セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法を記載した施工計画書 - ゲート及びバルブの承諾図書等（2部） - ゲート及びバルブの完成図書（3部） - 泥土改良の施工方法等を記載した施工計画書	18-4-2	サウンディング試験等による現況地盤の確認結果

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				18-4-2 18-7-1	合 ・セメント系ミルック以外の地盤改良を行う場合 ・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合				
推進工事									
		20-4-4 20-4-5	・推進工の刃口の製作図面 ・滑材及び裏込材	20-4-3	・推進中に推力が急激に変化した場合 ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の事後の処理 ・周囲の構造物に異常を発見した場合の事後の処理 ・推進上部の地上面に異常を発見した場合の事後の処理 ・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理 ・注入作業の実施時間 ・汚水及び処理水の処理が規定により難しい場合 ・添加材及び滑材注入設備が設計図書により難しい場合	20-4-3 20-4-4	・推進日報 ・推進工の刃口の製作図面	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合 ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合

予算執行職員等の責任に関する法律

昭和 25 年 5 月 11 日 法律 172 号
最終改正 平成 19 年 6 月 13 日 法律 85 号

(目的)

第 1 条 この法律は、予算執行職員の責任を明確にして、法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、もって国の予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「予算執行職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一～九 省略

十 会計法第 29 条の 11 第 4 項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

十一、十二 省略

(予算執行職員の義務及び責任)

第 3 条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 前項の場合において、その損害が 2 人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

第 4 条～第 14 条 省略

予算執行職員等の責任に関する法律の解釈について

昭和 25 年 6 月 29 日 会総第 38 号

第 1 条～第 2 条 省略

(予算執行職員の義務及び責任)

第 3 条 「それぞれの職務に応じ」とは「法令に準拠し、且つ、予算の定めるところに従い、」ということを経営範囲の面から述べたものであつて、本法により、職分に応ずべき特別の義務を課したものではない。

2 「故意」とは、支出等の行為が法令又は予算に反していることを認識することであつて、その行為の結果国に損害を与えることを認識することを要しない。

3 「重大な過失」とは、善良な管理者の注意を著しく欠くことをいう。善良な管理者の注意とは、社会の一般的取引観念において、その職にある人に要求せられる注意をいう。

4 補助者が、補助を命ぜられた範囲内の事務について国に損害を与えたときは、その本官に故意又は重大な過失がない限り本官には責任がない。

5 「損害」とは財産の侵害である。反対給付があつたときは、少くともその処分価格の限度においては、損害とは見ない。

6 損害額の計算は損害の発生時期による。

7 「弁償」とは金銭による弁償をいう。但し、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」の運用をさまたげない。

第 4 条～第 9 条 省略

地方農政局の請負工事等監督要領模範例について

平成 27 年 10 月 1 日 27 農振第 1409 号

〇〇農政局請負工事等監督要領模範例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 29 条の 11 第 1 項及び第 4 項の規定に基づく〇〇農政局等における工事等の請負工事の監督については、法、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号。以下「規則」という。）並びに農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年農林省訓令第 9 号）その他に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(監督職員)

第 2 契約担当官等（法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、支出負担行為担当官（代理官を含む。）の締結に係る工事等の請負契約（以下「本官契約」という。）にあっては当該工事等を所掌する地方農政局（又は北海道農政事務所）の部課又は事務所若しくは事業所（農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号。）第 20 条第 1 項の規定により設置された事務所又は事業所をいう。以下同じ。）の職員のうちから、分任支出負担行為担当官（代理官を含む。以下「分任官」という。）及び契約担当官（規則第 3 条に規定する契約担当官をいう。）の締結に係る工事等の請負契約（以下「分任官契約」という。）にあっては当該工事等を所掌する事業所等の職員のうちから、監督職員（規則第 18 条第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）を任命するものとする。

2 契約担当官等は、原則として監督職員を 2 名以上任命するものとする。

3 監督職員の任命は、工事等の請負契約ごとに行うものとする。

第 2 章 監督

(監督職員の業務の分類)

第 3 監督職員の業務は、総括監督業務、主任監督業務又は一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

(1) 総括監督業務

① 工事の請負契約に係る契約書について（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 地第 882 号）で定められている工事請負契約書又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成 8 年 2 月 23 日付け 8 地第 113 号）で定められている業務請負契約書に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち、契約担当官等が必要と認めて委任したもの処理

② 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議のうち重要なものの処理

③ 主任監督業務及び一般監督業務の掌理並びにこれらの業務を担当する監督職員への指揮監督

(2) 主任監督業務

① 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの又は軽微なものを除く。）の処理

② 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事等の施行のための詳細図等（軽微なものを除く。）の作成、交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽微なものを除く。）の承諾

③ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事等の施工状況の検査又は工事材料の試験及び検査の実施のうち重要なものの処理

④ 関連する 2 以上の工事等の工程等の調整の処理

⑤ 一般監督業務の掌理及びこの業務を担当する監督職員への指揮監督

(3) 一般監督業務

① 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議のうち軽微なものの処理

② 契約図書に基づく工事等の施行のための詳細図等で軽微なものの作成、交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽微なものの承諾

- ③ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事等の施工状況の検査又は工事材料の試験及び検査の実施（重要なものを除く。）
（監督職員の担当業務等）
- 第4 本官契約又は分任官契約に係る工事等の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員又は監督員とし、それぞれ総括監督業務、主任監督業務又は一般監督業務を担当するものとする。
- 2 分任官契約に係る工事等の監督を行う場合において、工事等の規模、監督に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員を置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は総括監督業務をあわせて担当するものとする。
（監督職員の任命基準等）
- 第5 本官契約の総括監督員は、原則として当該工事等を所掌する地方農政局（又は北海道農政事務所）の部課の長又は事業所等の長を任命するものとする。
- 2 分任官契約の総括監督員は、当該分任官が自らこれにあたるものとする。ただし、技術的条件を勘案し分任官が自ら監督を行う必要がないと認めるときは、事業所等の工事を担当する次長等を任命することができるものとする。
- 3 主任監督員は、当該工事等を所掌する事業所等の工事等を担当する課長等又は専門官のうちから任命するものとする。
- 4 監督員は、事業所等の工事等を担当する専門官又は係長のうちから任命するものとする。なお、監督員は2名以上任命することができるものとする。
- 5 技術的条件及び工事等を所掌する事業所等における職員の配置状況により前2項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、監督を厳正かつ適確に行うことができると認められる者のうちから任命することができるものとする。
（監督職員の服務）
- 第6 監督職員は、この要領に規定する事務を行うにあたっては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
（監督職員の注意義務）
- 第7 監督職員は、工事等の適正かつ円滑な履行を確保するため、厳正公平に監督を行い、工事関係者及び地元関係者との間において紛争を生じないよう配慮しなければならない。
（監督職員の交替）
- 第8 監督職員が交替するときは、前任者は監督職員交替引継書（様式第1号）を作成し、後任者とともに記名押印し、これを引継図書に添付して後任者に引き継ぐものとする。
この場合において、前任者が引継の手続をすることができない事由があるときは後任者が引継書を作成し、これに記名押印するものとする。
（検査の立会）
- 第9 監督職員は、検査（法第29条の11第2項に規定する検査をいう。）に立会い、検査職員（規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。）の求めに応じなければならない。
（備付書類及び帳簿等）
- 第10 監督職員は、次の各号に掲げる図書を備え、常にこれを整備しておくものとする。
- (1) 契約関係図書
- ① 積算書
 - ② 契約書（写し）
 - ③ 特別仕様書（工事数量表を含む。）
 - ④ 図面
 - ⑤ 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - ⑥ 工程計画表
 - ⑦ 施工計画書
 - ⑧ VE提案書及びその審査結果（写し）
 - ⑨ その他契約の履行に関する資料
- (2) 工事等の実施状況を記載した監督日誌（様式第2号）
- (3) 契約の履行に関する協議事項及び重要な指示事項を記載した打合簿（様式第3号）
- (4) 工事材料の検査について記録した材料検査簿（様式第4号）
- (5) 工事等の実施状況の確認若しくは検査又は工事材料の試験の事実を記録した図書（写真を含む。）

(6) その他監督に関する図書

2 前項の(2)に係る監督日誌等については、監督の実施状況を具体的に明記しておくものとする。

(出来形部分等の確認)

第 11 監督職員は、契約担当官等から指示を受けたときその他必要があるときは、工事等の出来形部分等について確認しなければならない。

(破壊検査)

第 12 監督職員は、契約の相手方が契約書及び仕様書の規定に違反して立会い又は検査を受けずに工事等を施行したときは、契約担当官等に報告しその指示を受けて解体又は破壊による検査をすることができるものとする。

(発生材等の処置)

第 13 監督職員は、工事等の施行に伴う解体材若しくは発生材又は支給材料の残材が生じたときは、遅滞なく所定の手続きをとらなければならない。

(履行状況報告)

第 14 監督職員は、第 12 に定めるもののほか次に掲げる場合には、契約の履行状況について、契約担当官等に報告しなければならない。

- (1) 契約の相手方が正当な理由なく工事に着手しないとき又は工事を中止しているとき。
- (2) 現場代理人等の工事関係者について工事の施行又は管理が著しく不適当と認められ交替を求める必要があるとき。
- (3) 工事等の内容、工期又は請負代金額等を変更する必要があるとき。
- (4) 工事中の事故又は災害防止その他の事由により臨機の処置をとったとき又は契約の相手方が自らとった措置について通知を受けたとき。
- (5) 工事等の施行について第三者に損害を与えたとき。
- (6) 工事等の目的物について引渡しを受ける前に損害を生じたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか契約の不履行により契約の目的を達することができないおそれがあるときその他必要があると認められるとき。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

監 督 職 員 交 替 引 継 書

年 月 日

新 官職氏名
旧 官職氏名

印
印

下記のとおり引継を了した。

記

工事（業務）名

受 注 者

引 継 図 書

引 継 物 件

引 継 事 項

備考 監督職員が同時に複数名交替する場合は、連名で作成することができるものとする。

監 督 日 誌

工事（業務）名 _____

(監督職員)

総括監督員

主任監督員

監 督 員

印

印

印

年 月 日	曜日	気	天候	雨量		
		象				
作 業 記 事					監 督 記 事	

- 備考 1. 受注者からの提出書類により監督記事が確認できるものについては、省略できるものとする。
 2. 気象欄は工事内容によって適宜必要な事項を加除する。
 3. 作業記事欄は工種別に工事内容等を記載する。
 4. 監督記事欄は監督の実施状況を具体的に記載する。

打 合 簿

年 月 日

(監督職員)

総括監督員

主任監督員

監督員

印

印

印

(受注者)

印

工事(業務)名

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	
発議事項	☐ 協議 ☐ 承諾 ☐ 指示 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 通知 ☐ その他()	
件 名		内 容
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 ☐ その他()します 平成 年 月 日
	受 注 者	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 ☐ その他()します 平成 年 月 日

備考

1. 打合せごとに別葉とする。
2. 正を発注者、写しを受注者が保有する。
3. 受注者が副を希望する場合は、正の写しに代えて副を作成するものとする。
4. 欄外に決裁欄を設けることは差し支えない。
5. 受注者は、受注者の代表者又は現場代理人(管理技術者)とする。
6. 監督職員の欄は、必要に応じ加除して差し支えない。

材 料 検 査 簿

工事（業務）名 _____

品 目 _____

年 月 日	搬 入 数 量			検 査 数 量			検 査 印	記 事
	規格	単位	数 量	検査数	合格数	不合格数		

- 備考
1. 抽出検査の場合の検査数量は実際に検査した数量を記載する。
 2. 検査印欄は検査を実施した職員が押印する。
 3. 記事欄は検査の結果及び検査の結果についてとった措置を記載する。
 4. 業務は地質・土質調査等を対象とする。

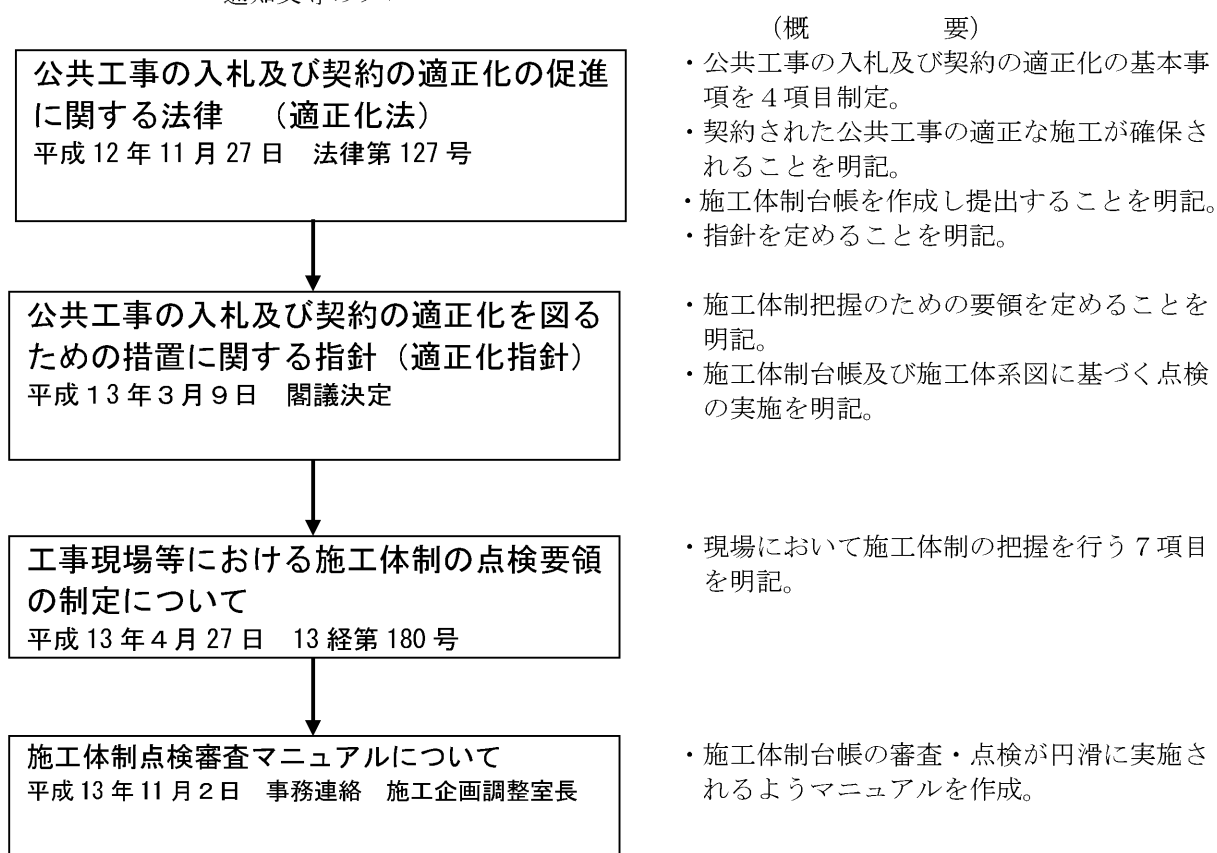
2) 公共工事の入札及び契約の適正化及び品質確保促進に基づく監督・検査

①. 公共工事の適正な施工を確保するための取組

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

そこで、請負工事契約の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的として次の取組を実施している。

通知文等のフロー



※最終改正、省略

各通知文について、関係する部分を抜粋して以下に記載する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）

平成 12 年 11 月 27 日 法律第 127 号
最終改正 平成 26 年 6 月 4 日 法律第 55 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 省略

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第 3 条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第 2 章 情報の公表

第 4 条～第 9 条 省略

第 3 章 不正行為等に対する措置

第 10 条～第 11 条 省略

第 4 章 適正な金額での契約の締結等のための措置

第 12 条～第 13 条 省略

第 5 章 施工体制の適正化

（一括下請負の禁止）

第 14 条 公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は、適用しない。

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 7 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第 4 項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条 7 第 1 項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条 3 項の規定は適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記

載に合致しているかどうかの点検を求めれたときは、これを受けることを拒んではならない。

(各省各庁の長等の責務)

第 16 条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第 17 条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第 2 章、第 3 章、第 13 条及び前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第 3 条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第 4 条及び第 5 条、地方公共団体の長による措置にあつては第 7 条及び第 8 条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第 4 項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第 3 項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第 18 条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 19 条～第 20 条 省略

第 7 章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第 21 条 省略

(関係法令等に関する知識の習得等)

第 22 条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

平成 13 年 3 月 9 日 閣議決定
最終改正 平成 26 年 9 月 30 日 閣議決定

第 1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやすくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設業を営む者を含む。以下同じ。）であって、公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

以下、省略

- ①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
 - ②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進
 - ③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
 - ④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止
 - ⑤契約された公共工事の適正な施工の確保
- 以下、省略

第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

イ～チは、省略

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領

ワ 施工体制の把握のための要領

以下、省略

(2) 省略

2～4 省略

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表

するものとする。

以下、省略

(2) 省略

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 現場施工に着手するまでの期間や工事の完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間など監理技術者を専任で置く必要がない期間を除き、監理技術者の専任制を徹底するため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第 15 条第 2 項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第 1 項の規定により提示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の提示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、公共工事については、法第 15 条第 1 項及び第 2 項により、下請契約を締結する全ての工事について、その作成及び発注者への写しの提出が義務付けられたところである。各省各庁の長等は、施工体制台帳の作成及び提出を求めるとともに、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任でできるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第 2 項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第 1 項の規定に基づく施工体系図の提示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの的確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

ヘ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の処置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

(2)～(4) 省略

第3 省略

工事現場等における施工体制の点検要領の制定について

平成 13 年 4 月 27 日 13 経第 180 号

最終改正 平成 27 年 1 月 30 日 26 経第 1292 号

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、請負工事契約の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

2 適用対象

(1) 施工体制台帳等の審査及び点検

施工体制台帳等の審査及び点検は、全ての下請契約を締結した工事について行うこととする。

(2) 一括下請等に関する点検

一括下請に関する点検及び監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（請負代金の額が 2,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、5,000 万円以上のもの。）について行うこととする。

3 点検の基本

(1) 点検事項

適正化法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行例（平成 13 年法律 34 号）及び適正化指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 建設業許可行政庁等への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知すること。

ア 建設業法第 8 条第 9 号、第 10 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 11 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 12 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）若しくは第 13 号（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）又は第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。

イ 適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項、同条第 1 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

入札及び契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4 入札及び契約手続に関する監理技術者の専任制の確認
省略

5 現場における施工体制の把握

(1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、当該工事請負契約書第 10 条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、当該工事請負契約書第 46 条第 1 項第 3 号に基づく契約の解除も選択に含め必要な措置を講じること。

(2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

当該工事請負契約書第 10 条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6 その他
省略

施工体制審査・点検マニュアルについて

	平成 24 年 10 月 1 日	事務連絡	施工企画調整室長
最終改正	平成 28 年 5 月 20 日	事務連絡	施工企画調整室長

施工体制点検審査マニュアルについて

	平成 13 年 11 月 2 日	事務連絡	施工企画調整室長
廃止	平成 24 年 10 月 1 日		

【マニキュアル作成の経緯と活用について】

1. 施工体制の適正化のための現行制度

建設工事の適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、優良な建設業者の意欲をそぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各工事現場において施工体制等の確認を行い、建設業者の技術者配置状況や下請け業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講じることが重要となる。施工体制台帳の提出や審査等は、次の法律により定められており、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。

本マニキュアルは、受注者から提出された施工体制台帳を発注者が円滑かつ適切に審査・点検を適切な指導ができるよう作成したものであり、監督業務の遂行に当たり十分活用していただきたい。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「法」という。）[第24条の7]

- ・ 下請契約の請負代金（契約が2 以上あるときはその合計）の額が、建築一式工事にあつては4,500 万円以上、建築一式工事以外にあつては3,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない
 - ・ 施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない
- #### (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）（以下「適正化法」という。）[第15条]
- ・ 公共工事を受注し下請契約を締結した建設業者は、工事の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成しなければならない
 - ・ 受注者は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない
 - ・ 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない
 - ・ 発注者は、施工体制台帳の審査及び当該工事現場での施工体制が施工体制台帳の記載事項と合致しているか点検を実施

＜入札・契約適正化の基本原則＞

- ①透明性の確保
- ②公正な競争の促進
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

・一括下請けの全面禁止

【改正経緯と適用】

○平成 24 年 9 月版の改正について

平成 24 年 5 月 1 日付けで建設業法施行規則が改正され、特定建設業者及び下請負人が下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資することを目的として、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加された。このため、当該マニュアルの記載内容を見直し、平成 24 年 11 月 1 日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る工事から適用する。

○平成 27 年 3 月版の改正について

これまで、施工体制台帳の作成及び提出は、下請契約の請負代金の額が 3,000 万円以上（建築工事 1 式の場合は 4,500 万円以上）の工事を対象としていたが、適正な施工及び品質確保の必要性が高まっていることから、平成 26 年 6 月 4 日に「適正化法」が改正され、公共工事については施工体制台帳の作成及び提出の対象となる下請代金の額の下限が撤廃された。

また、一時的な建設需要の増大に対応するため、2020 年度までの緊急かつ時限的な措置として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが、平成 26 年 4 月 4 日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられ、これを受けて、平成 26 年 10 月 31 日付けで建設業法施行規則（以下「規則」という。）が改正され、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に外国人建設就労者の従事者の状況等を追加することとなった。

さらに、社会保険等未加入建設業者の対策として、一次下請業者等の社会保険等未加入建設業者の排除のため、施工体制台帳により社会保険等加入状況を確認することとなった。

これらに関連する通知文は以下のとおり

- ①発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について（平成 26 年 7 月 24 日付け 26 経第 511 号 大臣官房経理課長通知）
- ②発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアル（暫定版）について（平成 26 年 8 月 29 日付け事務連絡 大臣官房経理課長補佐通知）
- ③工事現場等における施工体制の点検要領の制定についての一部改正について（平成 27 年 2 月 2 日付け 26 地第 451 号 大臣官房地方課長通知）
- ④「施工体制台帳の作成等についての改正について」等について（平成 27 年 2 月 2 日付け 26 地第 449 号 大臣官房地方課長通知）のうち

- ・施工体制台帳の作成等についての改正について
- ・施工体制台帳等活用マニュアルの改正について
- ・外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

○平成 27 年 7 月版の改正について

建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成 26 年 7 月 24 日付 26 経第 511 号）に基づき下請契約の請負代金の額が 3,000 万円以上（建築工事 1 式の場合は 4,500 万円以上）の工事を対象として取組んできたところであるが、今般、下請契約の請負代金の額の下限が撤廃され、全ての一次下請業者に対して社会保険への加入を義務となり、受注者による社会保険等未加入建設業者との下請契約の締結を禁止することとなった。

これらに関連する通知文は以下のとおり

- ①工事請負契約に係る契約書についての一部改正について（平成 27 年 6 月 15 日付け 27 経第 346 号 農林水産事務次官通知）
- ②「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について（平成 27 年 6 月 15 日付け 27 経第 345 号 大臣官房経理課長通知）
- ③発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアルについて（平成 27 年 6 月 19 日付け事務連絡 大臣官房経理課長補佐通知）

○平成 28 年 6 月版の改正について

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令が改正された。概要は以下のとおり。

- ①特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあっては 4,500 万円から 6,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては 3,000 万円から 4,000 万円に、それぞれ引き上げられた。
- ②工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあっては 5,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあっては 2,500 万円から 3,500 万円に、それぞれ引き上げられた。

〈当面の運用〉 契約締結した時期等より適用する本マニュアルの審査・点検は以下のとおりとする。

	施工体制台帳の審査・点検	一括下請負に関する点検	社会保険等に関する点検
H26. 7. 31 以前に入札公告を行った工事	平成 24 年 9 月版	平成 24 年 9 月版	平成 24 年 9 月版
H26. 8. 1 以降に入札公告～H27. 3. 31 以前に契約を締結した工事	平成 24 年 9 月版	平成 24 年 9 月版	平成 27 年 3 月版
H27. 4. 1 以降に締結した工事～H27. 7. 31 以前に入札公告を行った工事	平成 27 年 3 月版	平成 27 年 3 月版	平成 27 年 3 月版
H27. 8. 1 以降に入札公告を行う工事～H28. 5. 31 以前に契約を締結した工事	平成 27 年 7 月版	平成 27 年 7 月版	平成 27 年 7 月版
H28. 6. 1 以降に契約を締結する工事	平成 28 年 6 月版	平成 28 年 6 月版	平成 28 年 6 月版

【施工体制台帳の審査・点検】

I 審査点検要領

1 対象工事

対象となる工事は、下請契約を行ったすべての工事とする。

2 審査点検等の手順と報告

手順①「審査」：監督職員は、工事契約後に受注者から提出があった時点において施工体制台帳を審査。

手順②「点検」：監督職員は、工事着手後に工事現場において施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかを点検。

手順③「整理」：「Ⅲ 施工体制台帳等が提出された際の審査事項」及び「Ⅳ 工事現場での施工体制点検事項」に基づき審査及び点検を実施したものを「Ⅱ 工事現場での施工体制審査点検総括表」にとりまとめ整理。

手順④「報告」：監督職員は、工事完成時に審査及び点検結果を検査職員に報告。

3 記入様式等の説明

実施時期については、以下のとおりである。

区 分	Ⅲ 施工体制台帳等が提出された際の審査事項	Ⅳ 工事現場での施工体制点検事項
審査点検事項	施工体制台帳等が提出された際の審査事項	ア 工事現場での標識等の確認 イ 工事現場での施工体制等の確認 ウ 工事現場での主任技術者又は監理技術者の配置状況の確認 エ 工事現場での下請業者の使用状況の確認
実施時期	工事着手前 (書類審査)	点検事項番号Ⅳウ1、Ⅳエ1について、工事施工中1回/月、これ以外は工事施工中1回
備考	* 台帳の記載内容に変更が生じた場合は、その時点でも実施	* 台帳の記載内容に変更が生じた場合は随時行うものとするが、この場合は1回/月の点検にカウントできる。 * 工事着手から1ヶ月及び工事完了前1ヶ月については、必要に応じ実施する。

4 評価の方法

審査及び点検事項の内容に反する事実が確認された場合には、該当項目の結果欄に「×」、そうでない場合には「○」、該当しない場合には「－」を記入する。該当しない場合は、備考欄に「該当なし」と記載する。

なお、一括下請負に関する点検については、「一括下請負に関する点検」による。

5 改善要求等

審査点検事項に「×」がある場合、監督職員から受注者に対し書面により改善を要求し、改善結果の説明を求め、必要に応じて、現場確認を実施する。

なお、受注者が改善要求に従わない場合には各地方農政局整備部設計課に報告し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講ずる。

以下、点検表については、省略する。

【一括下請負に関する点検】

V 点検要領

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

1. 点検の実施

点検は、当該工事の監督職員が実施し、監督職員が工事完成検査時に検査職員に説明する。

2. 対象工事

対象となる工事は、下請契約を行ったすべての工事とする。

3. 実施時期

工事施工中に1回以上実施する。(1回の点検で判定が困難な場合は、点検頻度を増す。)

4. 点検の方法

一括下請負に関する点検は、①主任技術者又は監理技術者の専任、②施工体制、③元請の下請に対する実質関与等について実施する。

なお、主任技術者又は監理技術者の専任が義務付けられているにも関わらず、専任の事実のないことを把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とみなす。

(建設業法の抜粋)

- ・公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、(中略)置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(法第26条第3項)
- ・法第26条第3項の重要な工事で政令で定めるものは、(中略)建設工事で工事1件の請負代金の額が3,500万円以上のものとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事1件の請負代金の額が7,000万円以上のものとする。

また、①及び②の点検により元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、③(元請の下請に対する実質的関与についての点検)を省略してよい。

点検の順番としては、

- ①主任技術者又は監理技術者の専任について確認(請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事にあっては7,000万円以上)の工事が対象)
(専任が認められない場合には、各地方農政局整備部設計課に報告)
- ②「4-1施工体制の点検事項」に基づき、点検対象工事を抽出
- ③②の項目に該当する工事を対象に「4-2元請の下請けに対する実質的関与についての点検項目」に基づき関与の状況を点検
- ④③の項目により「実質的関与がない」(ウ：全項目で△または×)と判断された場合は、各地方農政局整備部設計課に報告する。

4-1 施工体制の点検事項

記録様式は別紙「VI 現場での一括下請に関する点検表」による。

対象工事を抽出するための項目

- (1) 元請が請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせていないか
 - (2) 元請が請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせていないか
 - (3) 低入札価格調査対象となった工事
 - (4) 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半（5割以上）を占めている工事
 - (5) その他、主任技術者又は監理技術者の専任に疑義がある等の点検の必要を認めた工事
- なお、対象工事を抽出するための項目において、(4)については元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請けについて点検を行う。

【評価】

- ① (主任技術者又は監理技術者の専任制の確認) 専任制あり→「○」
専任制なし→「×」 → 「一括下請の疑義あり」 → 各地方農政局整備部設計課に報告

- ② (施工体制の点検事項)

以下の(1)～(5)の項目について 項目に該当しない場合 (あてはまらない) 「○」
項目に該当した場合 「×」

全ての項目で「○」の場合→「4-2元請の下請けに対する実質的関与についての点検項目」を省略できる。

一つでも「×」がある場合 (疑わしい工事) → 「4-2元請の下請けに対する実質的関与についての点検項目」を実施する。

- * (1)～(5)の項目について元請負人は該当しないが、(4)で下請負人に疑わしいと思われるケースがあった場合は、元請負人に「実質的関与の状況」を調査させ、報告を受ける。 「法第22条（一括下請けの禁止）」

4-2元請の下請けに対する実質的関与についての点検項目

元請の実質的関与に関しては、以下の項目について点検する。

- | | | | |
|-------------|----------------|-------------|----------------------|
| (1) 技術者の専任 | (4) 官公庁等への届け出等 | (7) 工程管理 | (10) 安全管理 |
| (2) 発注者との協議 | (5) 近隣工事との調整 | (8) 出来高品質管理 | (11) 下請けの施工調整及び指導・監督 |
| (3) 住民への説明 | (6) 施工計画 | (9) 完成検査 | |

【評価】

- ③ (元請の下請けに対する実質的関与についての点検) 別紙「現場での一括下請負に関する点検表」における「元請の下請けに対する実質的関与についての点検項目」を用いての点検の結果、

ア) 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施している」とする。

イ) ア、ウ以外。この場合、「元請負人は総合的に部分的に実施している」とする。(各地方農政局整備部設計課に報告)

ウ) 全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施していない」とする。(各地方農政局整備部設計課に報告)

注) ○：実施している △：一部が欠けている ×：ほとんど出ていない

以下、点検表については、省略する。

VII 点検要領

本点検表は、「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアル（暫定版）」（平成27年6月 農林水産省大臣官房経理課）を基にチェック用に作成したものである。本点検表のチェック時は、上記のマニュアルも参考に点検作業を進めるものとする。

1. 点検の実施

点検は、当該工事の監督職員が実施し、監督職員が工事完成検査時に検査職員に説明する。ただし、社会保険等未加入業者が発覚した場合は、フローチャートにより適切な処置を行う。

2. 対象工事

対象となる工事は、下請契約を行ったすべての工事とする。

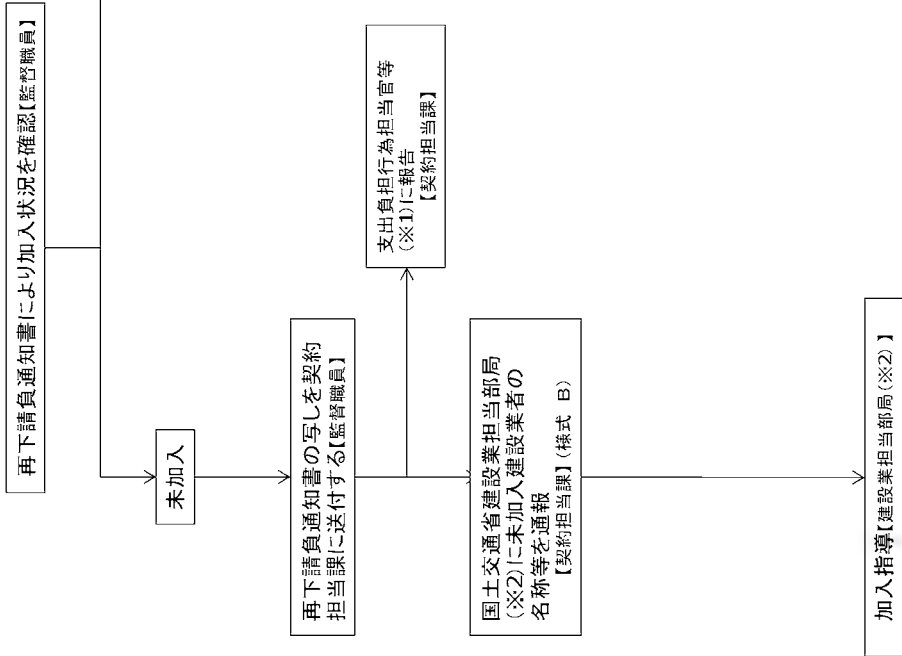
3. 実施時期

施工体制台帳提出時に行うものとする。

4. 点検の方法

別紙1 フローチャート（「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策マニュアル（暫定版）」（平成27年6月 農林水産省大臣官房経理課）より抜粋）による。

社会保険未加入対策手続窓口—(2次下請以下)



- ※1 支出負担行為担当官等、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官をいう。
- ※2 建設工事関係指定契約は国土交通省、地方公共団体、地方農林漁業等各種専門府県等との契約は国土交通省地方整備局
- ※3 建設工事関係指定契約の基本的な事項の適用は、当該様式（第9号）と、様式（第2号）第2段階の指図、とで取り扱うものとする。

以下、点検表については、省略する。

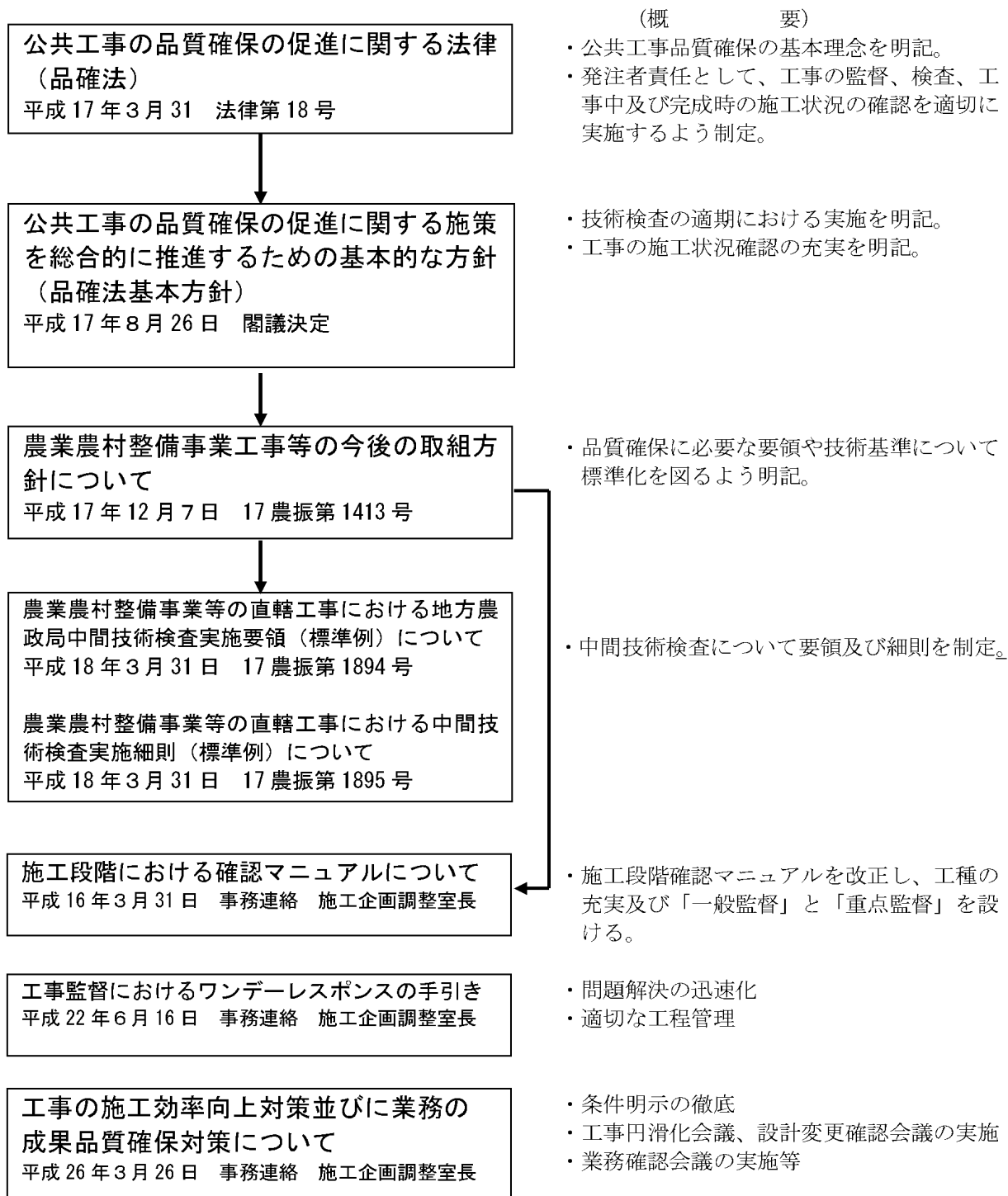
②. 公共工事の品質を確保するための取組

公共工事は、工場製品と異なり個々の建設現場において目的にあった構造タイプにより施工が進められることから、調達(契約)時に品質を確認することは困難であり、かつ、品質については、施工業者の技術力に委ねられることが多い。

そのようななか、公共工事を取り巻く環境は、行き過ぎた価格競争による粗雑工事や無理な工程管理による工事事故が頻発するようになり、公共工事の品質の低下を招く事案が見受けられるようになってきた。

そこで、公共工事の品質を確保するための取組を次のとおり進めてきた。

通知文等のフロー



※最終改正、省略

各法律等について、関係する部分を抜粋して以下に記載する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

平成 17 年 3 月 31 日 法律第 18 号
最終改正 平成 26 年 6 月 4 日 法律第 56 号

（目的）

第 1 条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 省略

（基本理念）

第 3 条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第 2 4 条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に

基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等審議に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにおしなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 省略

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第6条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するように努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際に工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

（受注者の責務）

第8条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約

を締結するときは、適切な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

- 2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された、又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

以下、省略

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
（品確法基本方針）**

平成 17 年 8 月 26 日 閣議決定

最終改正 平成 26 年 9 月 30 日 閣議決定

第 1 省略

第 2

1～5 省略

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評価を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評価については、公正な評価を行うとともに、評価結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評価項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があることと認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評価に反映させるものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

以下、省略

農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について

平成 17 年 12 月 7 日 17 農振第 1413 号

I 省略

II 基本方針の第 2 の「公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」について

1～4 省略

5 「工事の監督及び検査並びに施工状況の確認・評価に関する事項」について

工事検査及び工事成績評価は、農業農村整備事業の工事工種の特性を踏まえて行う必要があることから、必要な要領や技術基準について、農業農村整備事業の発注者間で相互利用できるもの等については連携し、標準化を図るものとする。標準化にあたっては、「農業農村整備事業工事等の品質確保に関する協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）において検討していくこととする。

また、公共工事の品質確保のため工事途中で必要に応じて行う技術検査については、適用工事の規模、工種等を含め、その実施手続き等について早急に整備するものとする。

以下、省略

農業農村整備事業等の直轄工事における地方農政局中間技術検査実施要領（標準例）について

平成 18 年 3 月 31 日 17 農振第 1894 号

最終改正 平成 28 年 3 月 28 日 27 農振第 2190 号

地方農政局中間技術検査実施要領（標準例）

（目的）

第 1 条 この要領は、〇〇農政局が所管する公共工事の品質確保のため、工事中に行う技術的検査（以下「中間技術検査」という。）に関して、必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

（中間技術検査を行う者）

第 2 条 中間技術検査は、本局（地方農政局の内部部局をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては本局の職員に、事業所等（〇〇農政局管内の事務所及び事業所をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあつては当該事業所等の職員に行わせるものとし、契約担当官等が技術検査職員任命書（別紙様式－1）により任命するものとする。

ただし、本局の契約担当官等の契約に係る場合であっても事業所等の職員に中間技術検査を行わせることが適当と認められる場合には、事業所等の職員に中間技術検査を行わせることができる。

（中間技術検査の方法）

第 3 条 第 2 条の規定により中間技術検査を行う者（以下「技術検査職員」という。）が中間技術検査を行うに当たって必要な細部事項は、別に定める「中間技術検査実施細則」によるものとする。

2 技術検査職員は、中間技術検査に当たって、当該中間技術検査に係る工事を担当する職員（以下「監督職員等」という。）及び受注者に対し、関係資料の提示及び事実の説明を求めることができるものとする。

（中間技術検査の申請及び通知）

第 4 条 中間技術検査の時期選定は監督職員が行い、本局の契約担当官等に係る契約にあつては総括監督員から、事業所等の契約担当官等に係る契約にあつては主任監督員から中間技術検査申請書（別紙様式－2）により、契約担当官等に申請するものとする。

2 契約担当官等は、前項の申請があつたときは、遅滞なく技術検査職員を決定し、中間技術検査通知書（別紙様式－3）により、本局の契約担当官等に係る契約にあつては総括監督員及び受注者に、事業所等の契約担当官等に係る契約にあつては主任監督員及び受注者に通知するものとする。

（中間技術検査の結果の報告）

第 5 条 技術検査職員は、中間技術検査を完了したときは、中間技術検査報告書（別紙様式－4）を作成し遅滞なく契約担当官等に報告するものとする。

（工事の評価）

第 6 条 技術検査職員は、中間技術検査を行ったときは別に定めるところにより評価を行うものとする。

以下、様式については、省略する。

農林水産省ホームページ掲載「<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html>」

農業農村整備事業等の直轄工事における中間技術検査実施細則（標準例）について

平成 18 年 3 月 31 日 17 農振第 1895 号

最終改正 平成 28 年 3 月 28 日 27 農振第 2191 号

中間技術検査実施細則（標準例）

第 1 目的

この細則は、地方農政局中間技術検査実施要領（標準例）（以下「中間技術検査要領」という。）第 3 条（中間技術検査の方法）に基づき中間技術検査の実施に必要な運用事項を定める。

第 2 対象工事

中間技術検査の対象工事は、当初契約金額が 1 億 2 千万円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事、あるいは契約担当官等が必要と認めた工事とする。

ただし、別表－1「中間技術検査を省略できる工事」に掲げる工事については中間技術検査を実施しないことができる。

第 3 実施時期

中間技術検査の実施時期は、完成検査又は、既済部分検査の実施時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とし、別表－2「中間技術検査の実施時期」を参考に決定するものとする。

第 4 実施回数

中間技術検査の実施回数は、原則として次による。

- 1 当初契約金額が 1 億 2 千万円以上、工期が 13 ヶ月未満の工事は 1 回とする。
- 2 当初契約金額が 2 億円以上かつ工期が 13 ヶ月以上の工事は 2 回以上とする。ただし、中間技術検査の対象となる工事内容が、同一の工種かつ同一断面等の場合は 1 回とすることができる。
- 3 中間技術検査の実施時期と既済部分検査の実施時期が重なる場合は、中間技術検査に代えて既済部分検査を行うものとする。

第 5 検査の内容

中間技術検査は、中間技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について、次により技術的な検査を行うものとする。

- 1 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する記録と、設計図書を対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準（標準例）別表第 1」、施設機械工事等にあつては「施設機械工事等検査技術基準（標準例）別表第 1」により行うものとする。
- 2 工事の出来形及び品質の検査は、原則として実測、場合により施工管理記録によるものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準（標準例）別表第 2」、施設機械工事等にあつては「施設機械工事等検査技術基準（標準例）別表第 2」により行うものとする。

第 6 中間技術検査と完成（既済部分）検査との関係

完成（既済部分）検査は、契約により受ける給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む）のため行う検査で、「会計法」等に基づき実施するものであり、この中間技術検査は、公共工事の品質確保のため、第3に規定する時期までに完成した出来形部分について、技術的検査を行うもので、給付の完了の確認の対象としない検査である。

また、中間技術検査で確認した出来形部分については、その後の状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成検査又は既済部分検査時の確認を省略することができる。

第7 中間技術検査の契約図書への記載

中間技術検査の対象工事は、特別仕様書に記載するものとする。

第8 工事の成績評定

技術検査職員は、中間技術検査を実施したときは、地方農政局工事成績等評定実施要領に準じて評定するものとする。

別表－1

中間技術検査を省略できる工事

工 種	内 容
ほ場整備工事	暗渠排水工事、客土工事
農道工事	購入桁が主たる橋梁上部工工事、舗装修繕工事（舗装打ち替え、切削オーバーレイ）
水路工事	鉄筋コンクリートU型等の二次製品水路、土水路
河川及び排水路工事	単純護岸工事
管水路工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事
畑かん施設工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事、付帯施設工事
干拓工事	浚渫のみの単一工種工事
海岸河川工事	消波ブロック等の製作工事
整備工事	管理施設の場内整備工事
用排水ポンプ設備工事	1台あたり吐出量が12m ³ /min以下で全揚程80m以下、かつ1機場全体で低圧受電となるポンプ製作据付工事
河川水路用水門設備工事	扉体面積が10m ² 未満で開閉方式がラック、スピンドル式であるスライドゲート、ローラーゲート製作据付工事
水管橋設備工事	単径間でパイプビーム形式の水管橋製作据付工事
鋼橋工事	工場仮組立の省略が可能な鋼橋製作架設工事
電気通信設備工事	情報処理設備を含まない電気通信設備工事、特別高圧又は高圧受電設備を含まない電気設備工事
その他の施設機械工事	鋼製付属設備製作据付工事、塗装工事、管水路に設置されるバルブ製作据付工事

別表－２

中間技術検査の実施時期

工 種	内 容
ほ場整備工事	基盤造成が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農用地造成工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農道工事	橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時 橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又は仮組立時 橋梁上部工（コンクリート橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 農道トンネルの支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路トンネル工事	支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
河川及び排水路工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
管水路工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
畑かん施設工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
干拓工事	主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
海岸河川工事	基礎工完了時又は主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
頭首工工事	堰柱の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 管理橋の架設作業の初期段階又は仮組立時
フィルダム工事	基礎地盤掘削完了時点又は基礎処理完了時 堤体盛立一部完了時
コンクリートダム工事	基礎地盤掘削完了時又は基礎処理完了時 コンクリート打設一部完了時
施設機械工事	工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等）
電気通信設備工事	工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時
その他 （上記に該当しない 構造物）	多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 構造物の基礎工完了時 鉄筋組立完了時 構造物の埋戻前 変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時

施工段階における確認マニュアルについて

平成 16 年 3 月 31 日 事務連絡 施工企画調整室長
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 事務連絡 施工企画調整室長

施工段階における確認マニュアル

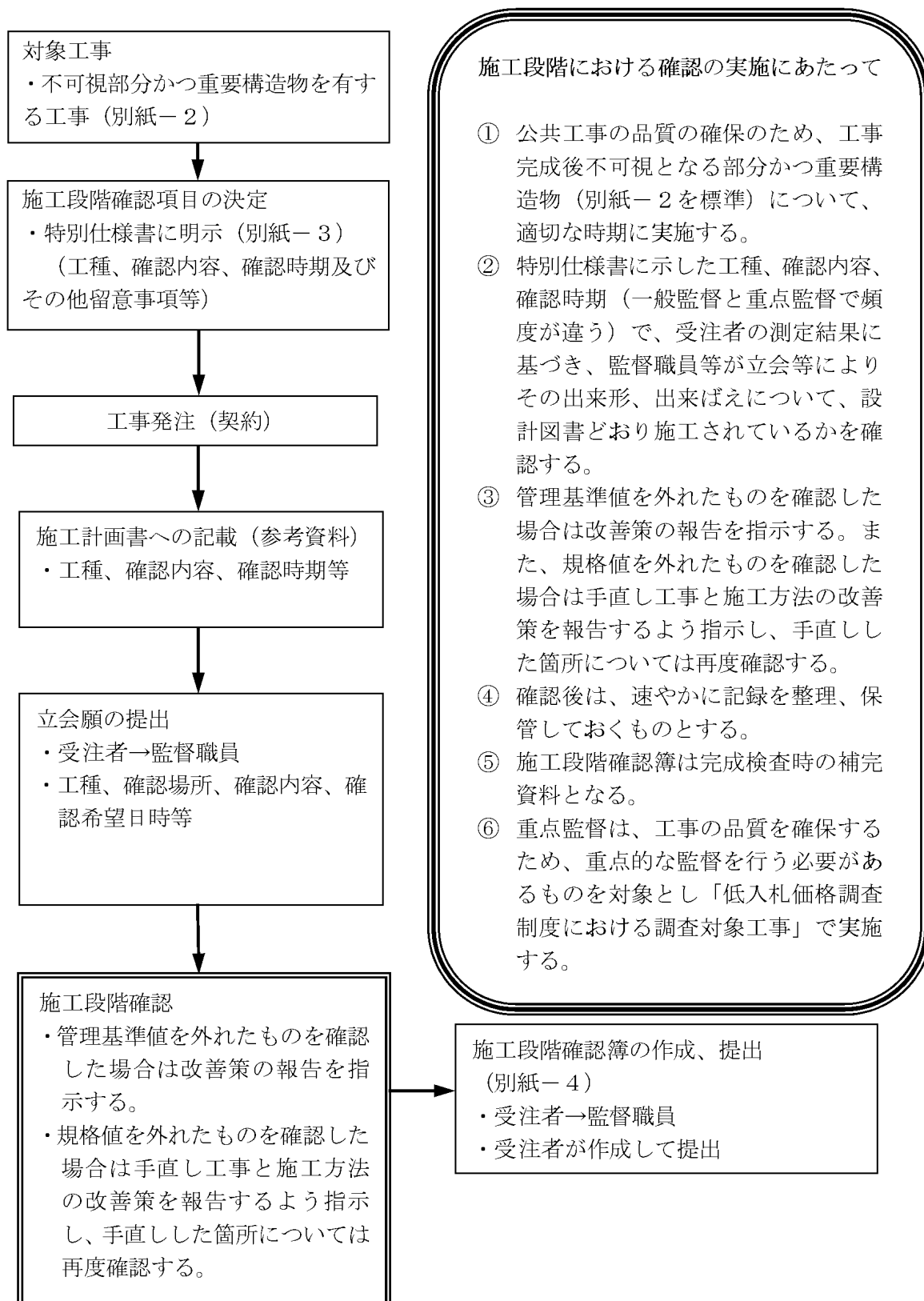
1. 目 的

このマニュアルは、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業で実施する工事（以下、「工事」という。）に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会等により確認する方法（以下「施工段階確認」という。）について解説したものである。

2. 実施方法（別紙－1 施工段階における確認実施フロー参照）

- （1）このマニュアルは原則として、別紙－2 に示す工種、確認内容に該当する工事を対象とする。なお、必要に応じて、その他の重要な構造物で完成時に不可視となる部分がある工事についても対象とする。
- （2）特別仕様書には、別紙－2 の実施工種、確認内容、確認時期及びその他留意事項等を明示するものとする。（別紙－3 参照）
- （3）監督職員は、上記（2）について事前に受注者と打合せを実施し、施工段階確認の具体的な実施方法を施工計画書に記載させるものとする。（参考資料参照）
- （4）具体的な実施方法
 - ① 施工段階確認は、別紙－2 に示す確認時期を標準とし、前日までに受注者から監督職員に対して立会願を提出させるものとする。
 - ② 施工段階確認における出来形の可否は、土木工事にあつては、土木工事施工管理基準別表第1「直接測定による出来形管理」、施設機械工事等にあつては、施設機械工事等施工管理基準第2編設備別編各章第1節「直接測定による出来形管理」及び第2編設備別編各章第2節「品質管理」に記載のある管理基準値（施設機械工事等にあつては判定基準値、許容値を含む）により判断するものとする。
 - ③ 施工段階確認記録及び施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出させるものとする。なお、監督職員の立会いによる施工段階確認を行った場合は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。（別紙－4 参照）
- （5）施工段階確認結果において、監督職員は管理基準値から外れたものを確認した場合は、受注者に対し施工方法の改善策を報告するよう指示する。また、規格値から外れたものを確認した場合は、受注者に手直し工事を指示するとともに、施工方法の改善策を報告するよう指示する。なお、手直した箇所については再度確認するものとする。
- （6）施工段階確認は、原則として監督職員が行うものとするが、やむを得ず監督職員の立会による施工段階確認が行えない場合、施工管理記録及び写真等の資料を施工段階確認簿に添付し提出させることにより、机上確認により施工段階確認を受けることができる。

施工段階における確認実施フロー



施工段階確認の工種、確認内容等

本表は、標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な施工段階確認を行うものとする。

なお、下表の「重点監督」は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。

1. 土木工事

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
共通工事	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	同左
		地質状況	地質変化時	同左
		(地盤支持力)	※地耐力を指定した重要構造物の場合	同左
	石積み、コンクリートブロック積み、石張工、コンクリートブロック張(裏込め工含む)	厚さ	初期施工段階で1箇所	200mにつき1箇所以上、200m未満は2箇所
	基礎杭打工、木杭、既製コンクリート杭、鋼管杭、場所打杭、深礎杭	基準高、偏心	1本目打設完了時(既成杭は試験杭打設時)	200本につき1本以上、200本未満は2本
		支持力確認(指定した場合)	試験杭打設時、以降1回/10本	全数
	オープンケーソン	厚さ、幅、高さ、長さ	全構造物製作後1箇所	全構造物製作後2箇所
		基準高、偏位	全構造物設置後1箇所	全構造物設置後2箇所
	栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所 また、箇所単位のものについては、適宜測定する。
	コンクリート付帯構造物、コンクリート基礎、コンクリート側溝、コンクリート管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	200mにつき1箇所以上、200未満は2箇所 また、箇所単位のものについては適宜測定する。

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
共通工事	鉄筋組立		1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	5スパンにつき1箇所以上、5スパン未満は2箇所
	地盤改良		初期施工段階で1箇所	2箇所以上
	指定仮設工	共通事項	高さ、幅、長さ、深さ等	同左
		仮設道路	延長、幅	同左
		土留工	延長、規格、間隔	同左
ほ場整備工事	表土扱い		厚さ	施工完了時点で1ha当たりおおむね3箇所
	基盤造成		基準高(指定したとき)	施工完了時点で1ha当たりおおむね3箇所
農地造成工事	耕起深耕		耕起深	施工完了時点で1ha当たりおおむね1箇所
	土壌改良		pH測定(指定したとき)	施工完了時点で10ha当たりおおむね1箇所
農道工事	路盤工		初期施工段階で1箇所以降、構造変更毎に1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	道路トンネル	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1箇所以降、タイプ変更毎に1箇所	タイプ毎に2箇所以上
		コンクリート覆工 (インバート含む) 巻厚	初期施工段階で1箇所以降、タイプ変更毎に1箇所	同一タイプ100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
農道 工事	道路トンネル (NATM)	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	タイプ毎に2箇所以 上
		吹付コンクリート厚	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	同一タイプ100mに つき1箇所以上、10 0m未満は2箇所
		ロックボルト 本数、径、長さ	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	同一タイプ100mに つき1箇所以上、10 0m未満は2箇所
		コンクリート覆工 (インバート含む) 巻厚	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	同一タイプ100mに つき1箇所以上、10 0m未満は2箇所
水路 トンネル 工事	水路トンネル	支保工 間隔、幅	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	同一タイプ100mに つき1箇所以上、10 0m未満は2箇所
		コンクリート覆工 (インバート含む) 巻厚	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	同一タイプ100mに つき1箇所以上、10 0m未満は2箇所
水路 工事	現場打開水路	厚さ	1スパン目施工段階 で1箇所 以降、断面変更毎 に1箇所	同一断面10スパン につき1箇所以上、1 0スパン未満は2箇 所
	現場打サイホン	厚さ	1スパン目施工段階 で1箇所 以降、断面変更毎 に1箇所	同一断面10スパン につき1箇所以上、1 0スパン未満は2箇 所
	現場打暗渠	厚さ	1スパン目施工段階 で1箇所 以降、断面変更毎 に1箇所	同一断面10スパン につき1箇所以上、1 0スパン未満は2箇 所

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
河川及び排水路工事	コンクリート法覆工、アスファルト法覆工	厚さ	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	コンクリートブロック積み水路、鉄筋コンクリート柵渠、ライニング水路、コンクリートマット	厚さ	初期施工段階で1箇所	100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所
管水路工事	管水路基礎 (砂基礎等)	高さ、幅	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	管水路(遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	管水路 (ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック複合管)	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	埋設深	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
	管水路 (鋼管)	基準高	口径800mm未満 初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
		溶接部(継手部塗装含む)	初期施工段階で1箇所	50箇所につき1箇所以上、50箇所未満は2箇所
	シールド工事(一次覆工) (コンクリートセグメント、鋼製セグメント) 推進工事	たわみ率	初期施工段階で1箇所 以降、セグメントタイプ変更毎に1箇所	
畑かん施設工事	スプリンクラー	埋設深	1基目設置段階	構造図の寸法表示 箇所を適宜測定する

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
橋梁下部工事	橋台工	厚さ、胸壁間距離、 橋台沓部 (橋脚がある場合の 胸壁間距離は、橋 脚との中心間距離)	全橋台 各橋台施工完了時 点	同左
	橋脚工 (張出式・重力式・半 重力式)	基準高、橋脚中心 間距離	全橋脚 各橋脚施工完了時 点	同左
	橋脚工 (ラーメン式)	基準高、橋脚中心 間距離	全橋脚 全橋脚施工完了時 点	同左
法面保護工事	ラス張 植生マット 繊維ネット	アンカーピン数	植生基盤完了時点 (吹付開始前)で1 箇所 抽出1箇所(5m×5 m)	1000㎡につき1箇 所以上、1000㎡未 満は2箇所
	客土吹付	厚さ	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	2000㎡につき1箇 所以上、2000㎡未 満は2箇所
	植生基材吹付	厚さ	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	1000㎡につき1箇 所以上、1000㎡未 満は2箇所
	コンクリート吹付 モルタル吹付	厚さ	初期施工段階で1 箇所 以降、タイプ変更毎 に1箇所	3000㎡につき1箇 所以上、3000㎡未 満は2箇所
暗渠排水工事	吸水渠	布設深、間隔	初期施工段階の1 本で、その上下流 端の2箇所、ただし 1本の布設延長が1 00m以上のときは 中間点を加えた3箇 所	10本につき1本で、 その上下流端の2箇 所、ただし1本の布 設延長が100m以 上のときは中間点を 加えた3箇所
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深	初期施工段階で1 箇所	500mにつき1箇所 以上、500m未満は 2箇所

工 種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
フィルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所
	堤体盛土	ゾーン幅 遮水ゾーン フィルターゾーン トランジションゾーン ロックゾーン	施工初期・中期・施工完了時点で1箇所	施工初期・中期・施工完了時点で、施工延長100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所
	洪水吐	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	100mにつき1箇所以上、100m未満は2箇所
頭首工工事	本体	不可視となる構造物の厚さ (エプロン等)	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所	構造図の寸法表示箇所を適宜測定する
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高	初期施工段階で1箇所	500㎡につき1箇所以上、500㎡未満は2箇所
海岸河川工事	捨石工 消波ブロック工	基準高 幅	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所
ため池改修工事	堤体工	基準高、鋼土の幅	盛立高の1/2到達時点で1箇所	盛立高の1/2到達時点で、施工延長20mにつき1箇所、20m未満は2箇所
	洪水吐工	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	1スパンにつき1箇所
	樋管工	幅、厚さ、施工延長	初期施工段階で1箇所	10mにつき1箇所、10m未満は2箇所
地すべり対策工事	杭打工	深さ、間隔	初期施工段階で1箇所	200本につき1本以上、200本未満は2本

2. 施設機械工事等

(1) 施設機械工事等における施工段階確認の確認内容及び確認時期は、出来形確認にあつては施設機械工事等施工管理基準第2編設備別編各章第1節「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあつては同基準第2編設備別編各章第2節「品質管理」の分類Aによるものとする。

(2) なお、「重点監督」の場合は次表に掲げる確認を前項と併せ実施するものとする。

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
用排水ポンプ設備 (製作・据付)	フラップ弁	外形寸法、外観検査	出来形管理	工場製作時
	ソールプレート及び仮ライナー	中心線のズレ、高さの精度、水平度	出来形管理	現場据付時
	主ポンプ	軸受温度測定、振動測定	品質管理	工場製作時
		回転速度	品質管理	現地据付時
	吐出弁	開閉時間(電動)、リミットスイッチの作動	品質管理	現地据付時
	主原動機用ディーゼル機関ガスタービン	回転速度	品質管理	現地据付時
	主原動機用電動機	電流、電圧、回転速度	品質管理	現地据付時
	自家用発電設備	電流、電圧、周波数、回転速度	品質管理	現地据付時
河川・水路用水門設備 (製作)	天井クレーン	横行、走行、巻上速度	品質管理	現地据付時
	(3方水密ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ	出来形管理	工場製作時
	(4方水密ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ、基準点对角長の差	出来形管理	工場製作時
	(シェル構造ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、水密幅、吊金物中心間距離、吊金物中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
河川・水路用水門設備(製作)	戸当り	底部戸当りの中心と主ローラ レール踏面の距離、全長、 重構造部、軽構造部、取外 し部	出来形管理	工場製作時
	(起伏ゲート)			
	扉体	扉体幅、ヒンジ軸間隔、ヒンジ 軸・ローラ軸間隔	出来形管理	工場製作時
	戸当り	側部戸当り半径、側部戸当り 弧長	出来形管理	工場製作時
	(開閉装置)			
	ワイロープウインチ式	フレーム水平度、フレーム高 低差	出来形管理	工場製作時
河川・水路用水門設備(据付)	(3方水密ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅	出来形管理	現地据付時
	戸当り	主ローラとフロントローラ踏面 間距離、底部戸当りの標高	出来形管理	現地据付時
	(4方水密ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅、側部 水密高さ	出来形管理	現地据付時
	戸当り	底部戸当りの標高	出来形管理	現地据付時
	(シェル構造ローラーゲート)			
	扉体	扉体の全幅、水密幅、底部 の曲がり	出来形管理	現地据付時
	戸当り	サイドローラレール間の距 離、底部戸当たりの中心と主 ローラレール踏面の距離、全長、 重構造部、軽構造部、取外し 部、底部戸当りの平面度、非 水圧側主ローラレール踏面 板の真直度、底部戸当りの 標高	出来形管理	現地据付時
	(起伏ゲート)			
	扉体	扉体幅、ヒンジ軸間隔	出来形管理	現地据付時
	戸当り	底部戸当り全長、底部戸当り 真直度、底部戸当り標高、側 部戸当り据付距離	出来形管理	現地据付時
	開閉装置	油圧シリンダ設置標高	出来形管理	現地据付時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
河川・水路用水門設備(据付)	(開閉装置)			
	ワイヤロープウインチ式	ドラムギヤ中心間距離、シーブ中心間距離、据付基準線からの上下流方向のずれ、据付基準点から左右方向のずれ、据付基準点から標高のずれ	出来形管理	現地据付時
		シーブの回転確認	品質管理	現地据付時
	スピンドル式	機械台長、機械台幅、機械台厚さ、スタンド高	出来形管理	現地据付時
ゴム引布製起伏ゲート(据付)	取付金具	突出し長さ、取付ピッチ、河床幅方向据付、上下流間隔	出来形管理	現地据付時
	配管	給排気管の据付位置及びレベル 内圧検知管の据付位置及びレベル 導水管の据付位置及びレベル 排水用配管の据付位置及びレベル 気密性	出来形管理	現地据付時
	ゴム袋体	締付トルク、堰高のレベル	出来形管理	現地据付時
	操作機器	地下ピット機器 (導水管の位置及びレベル) (フロート(又はバケット)の据付レベル)	出来形管理	現地据付時
ダム用水門設備(製作)	(クレストラジアルゲート)			
	扉体	シーブ中心間隔、サイドローラ間隔、水密ゴム間隔、脚柱取付部から端までの距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	側部戸当りの弧長、底部戸当り伸縮継手の位置)	出来形管理	工場製作時
	アンカレッジ	ピン中心とトラニオンガーダ中心間の寸法	出来形管理	工場製作時
	(高圧ローラーゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイドローラまでの距離、吊り中心とスキンプレート間の距離	出来形管理	工場製作時
	戸当り	戸当り高さ、対角長の差	出来形管理	工場製作時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
ダム用水門設備(製作)	(小容量放流ゲート・バルブ)			
	高圧スライドゲート(HPSG) ジェットフローゲート(JFG)	扉体幅、上流側ホルト穴 P.C.D	出来形管理	工場製作時
	(小容量放流管)			
	放流管	管端面の傾き	出来形管理	工場製作時
	トランジション管	対角長の差、管端面の傾き、 補剛材の間隔	出来形管理	工場製作時
	分岐管	管端面の傾き	出来形管理	工場製作時
	(直線多段式ゲート)			
	扉体	主ローラ踏面からサイトローラの 距離、主桁間隔、吊り中心と スキンプレート間の距離、底部の 曲がり	出来形管理	工場製作時
	スクリーン	スクリーンパネル枠寸法、スクリー ンバーのピッチ、通しホルトのピッ チ、スクリーン受桁の外形寸法	出来形管理	工場製作時
	(円形多段式ゲート)			
	扉体	ストッパから扉体下端までの距 離、底部の曲がり、取水盤呑 口形状寸法、取水盤張出し 外径	出来形管理	工場製作時
	取水塔	支柱間隔	出来形管理	工場製作時
ダム用水門設備(据付)	(クレストラジアルゲート)			
	扉体	トラニオンピン間の水平距離、扉 体幅	出来形管理	現地据付時
	(高圧ローラーゲート)			
	扉体	対角長の差、水密幅、水密 高	出来形管理	現地据付時
	戸当り	戸当り高さ、対角長の差	出来形管理	現地据付時
	(小容量放流ゲート・バルブ)			
	高圧スライドゲート ジェットフローゲート	基準線、標高	出来形管理	現地据付時
	(小容量放流管)			
	放流管	据付基準線からの距離、管 標高	出来形管理	現地据付時
	分岐管	管標高	出来形管理	現地据付時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
ダム用水門設備(据付)	(直線多段式ゲート)			
	扉体	吊り中心間隔、吊り状態での扉体の傾き	出来形管理	現地据付時
	戸当り	戸当り高さ	出来形管理	現地据付時
	スクリーン	各スクリーンパネルの配置、スクリーン受桁の配置	出来形管理	現地据付時
	(円形多段式ゲート)			
	扉体	扉体高さ	出来形管理	現地据付時
	取水塔	ガイドローラールール間隔、ガイドローラールール高さ、塔頂の標高	出来形管理	現地据付時
除塵設備(製作・据付)	(レーキ回動式)			
	本体	エプロン幅、受桁の間隔	出来形管理	工場製作時
	レーキ	奥行、爪長	出来形管理	工場製作時
	補助スクリーン	全高	出来形管理	工場製作時
	(ネット形回動式)			
	本体	ハウジングフレームの高さ、ハウジングフレームの高低差	出来形管理	工場製作時
		支持架台水平度	出来形管理	現場据付時
	(搬送設備)			
	水平コンベヤ 傾斜コンベヤ	スカート長、フレーム高、フレームの高低差	出来形管理	工場製作時
	(貯留設備)			
	ホッパ	カバー高、ハブ開口部	出来形管理	工場製作時
		架台据付高	出来形管理	現場据付時
鋼橋上部工(製作・架設)	部材(桁製作工)	フランジ幅、腹板高、腹板間隔、部材長	出来形管理	工場製作時
	仮組立	伸縮装置	出来形管理	工場製作時
	支承	据付高さ、可動支承の橋軸方向のずれ、支承中心間隔(橋軸直角方向)、下沓の水平度(橋軸方向、橋軸直角方向)、同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	出来形管理	現地据付時
	床版コンクリート(床版)	幅	出来形管理	現地据付時
	コンクリート舗装 アスファルト舗装	幅、延長	出来形管理	現地据付時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
水管橋上部工(製作・据付)	部材(送水管)	主部材長、外径、外周長	出来形管理	工場製作時
	仮組立	軸心の曲がり	出来形管理	工場製作時
	支承	据付高さ、可動支承の橋軸方向のずれ、支承中心間隔(橋軸直角方向)、下沓の水平度(橋軸方向、橋軸直角方向)、同一支承線上の可動支承のずれの相対誤差	出来形管理	現地据付時
電気設備(製作)	配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントロールセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	取付器具	出来形管理	工場製作時
	変圧器(単体設置)	取付部品	出来形管理	工場製作時
		変圧比測定	品質管理	性能試験時
	直流電源装置 (整流器)	取付器具	出来形管理	工場製作時
	UPS電源装置 (インバータ、切替装置)	取付器具	出来形管理	工場製作時
	予備発電装置	取付部品	出来形管理	工場製作時
		電圧調整範囲試験	品質管理	性能試験時
	発電機単体	取付部品	出来形管理	工場製作時
電気設備(据付)	配電盤類 (1) 高圧閉鎖配電盤 (2) 低圧閉鎖配電盤 (3) 高圧電動機盤 (4) コントロールセンタ (5) 監視制御盤 (6) 継電器盤 (7) 操作盤	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
	変圧器 (単体設置)	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
	直流電源装置 (キュービクル形) 及びUPS電源装置	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
		電圧測定、電流測定	品質管理	現地据付時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
電気設備(据付)	予備発電装置 (発電機、ディーゼル機 関)	据付状態、外観状態	出来形管理	現地据付時
		振動測定	品質管理	現地据付時
水管理制御システム(製作)	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	外観構造	出来形管理	工場製作時
	監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィックパネル、ミニグ ラフィックパネル) (3) 大型表示装置 (4) 警報表示盤	外観構造	出来形管理	工場製作時
	情報処理設備 (1) データ処理装置	単体試験 (データ収集、データ処理、 表示・印字処理、制御、異常 処理)	品質管理	工場製作時
	(2) 補助記憶装置	単体試験 (READ/WRITE 試験)	品質管理	工場製作時
	(3) 入出力処理装置	単体試験 (データ入出力、接点入出 力、アナログ入出力、シリア ル入出力)	品質管理	工場製作時
	(4) 表示記録端末装置	単体試験 (キーボード操作機能[プリン タ]、印字機能[プリンタ]、キ ーボード操作機能[ディスプレ イ]、表示機能[ディスプレイ])	品質管理	工場製作時
	(5) プリンタ	単体試験 (機能試験)	品質管理	工場製作時

工 種		確認内容		確認時期 (重点監督)
水 管 理 制 御 シ ス テ ム (据 付)	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	据付外観	出来形管理	現地据付時
	監視操作設備 (1) 操作卓 (2) 監視盤 (グラフィックパ ネル、ミニグラフィックパ ネル) (3) 大型表示装置 (4) 警報表示盤	据付外観	出来形管理	現地据付時
	情報伝送設備 (1) テレメータ、テレメー タ・テレコントロール装置 (TM、TM・TC装置) (2) 網制御装置 (3) データ転送装置 (4) 入出力中継装置 (5) 対孫局中継装置 (6) 孫局装置 (7) 設定値制御装置	据付外観	出来形管理	現地据付時
	情報処理設備 (1) データ処理装置 (2) 補助記憶装置 (3) 入出力処理装置 (4) 表示記録端末装置 (5) プリンタ	単体試験 (機能試験)	品質管理	現地据付時
	雨水テレメータ・放流警 報設備(河川管理用) (1)放流警報装置 (2) サイレン装置 (3) 拡声装置 (4) 集音マイク (5) 回転灯	単体試験 (機能試験)	品質管理	現地据付時

以下、別紙については、省略する。

工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き

平成 22 年 6 月 16 日 事務連絡 施工企画調整室長
最終改正 平成 26 年 3 月 28 日 事務連絡 施工企画調整室長

第 1 編 目的

ワンデーレスポンスは、監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 意義と目的

(1) 問題解決の迅速化

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。

そのため、「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第 2 編 実施方法

1 ワンデーレスポンスの実施方法

ワンデーレスポンスとは、発注者が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

ア 受注者からの協議等に対する回答は、「その日のうち」に実施するものとする。

イ 「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

ウ 主任監督員または監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

エ 主任監督員または監督員で措置できない内容の場合は、総括監督員等に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。

オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。

カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。

キ 回答及び回答日は、原則、書面により行うものとする。

ク 「その日のうち」の回答が主任監督員及び監督員の不在などによりに困難な場合は、回答日を電話、電子メール等の媒体を活用し、伝達することで可とする。なお、後日、正式に回答日を通知するものとする。

2 実施における留意点

ア ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

①受注者

- ・施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- ・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに監督職員に報告する ものとする。

②発注者

- ・工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。

イ ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

以下、3、4については、省略する。

工事の施工効率向上対策

農林水産省ホームページ掲載「<http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouritukoujyou.html>」

3. 工事監督の業務内容

監督職員の一般的な業務は、契約担当官等から監督を命じられ、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認し、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をすることである。

具体的には、工事請負契約書の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

また、監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならないことになっている。

ここでは、工事監督の業務内容についてフローを用いて図解し、工事の契約から完成した工事目的物の引き渡しまでの業務の流れを説明する。

なお、ここで使用する用語については、次の意味をもっている。

「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。

「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。

「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。

「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。

「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したものうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した図書をいう。

「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。

「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。

「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

なお、受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項を含むものとする。

「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

「工事開始日」とは、工事の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。

「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。

「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。

「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について書面で知らせることをいう。

「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

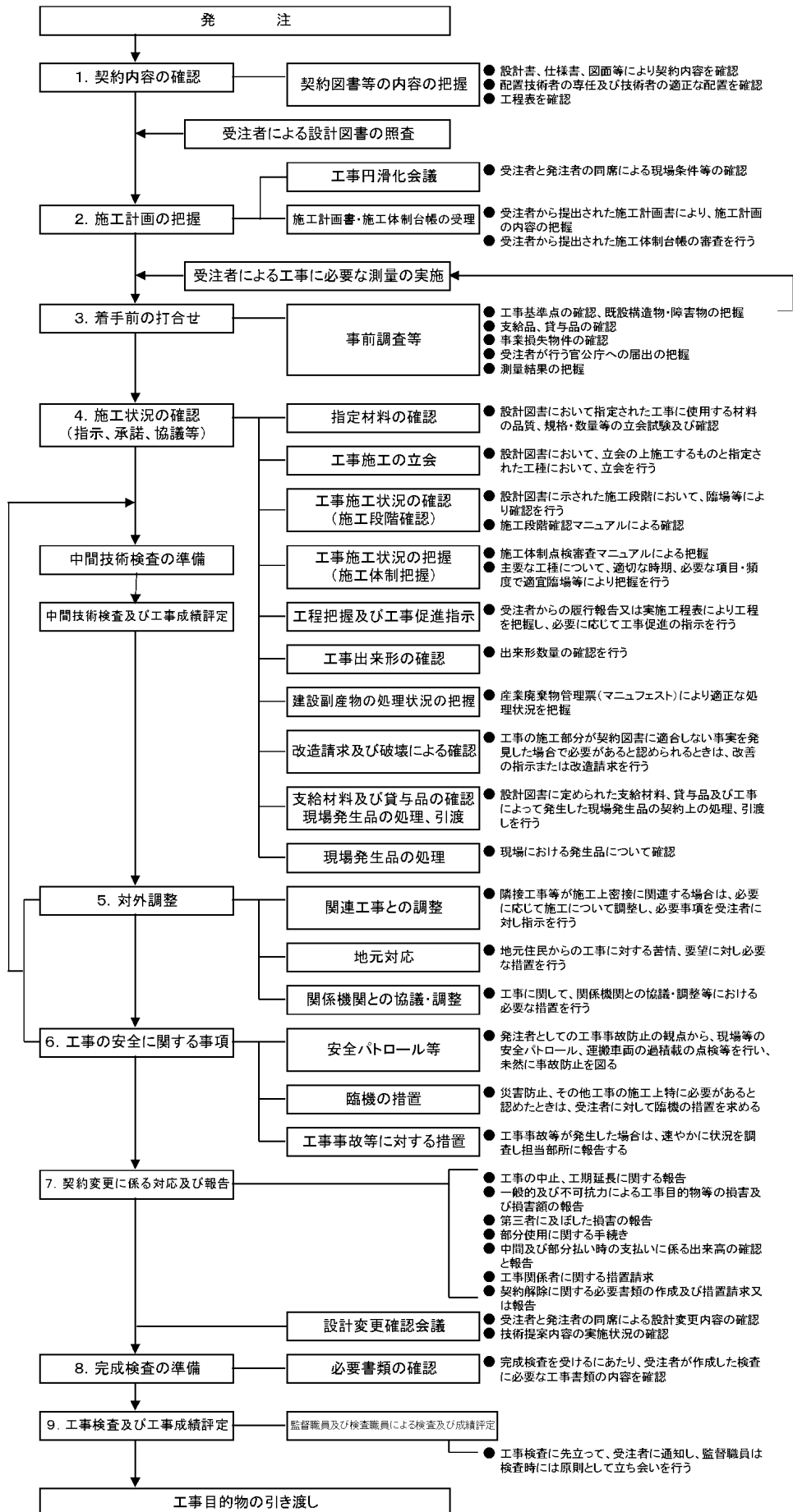
「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第37条及び第38条に基づいて給付の確認を行うことをいう。

工事監督業務の流れ



監督職員の業務内容

凡例 契…工事請負契約書

共…土木工事共通仕様書

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書等の内容の把握	契約書、設計書、図面、特別仕様書、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等の内容を把握する。 また、契約の履行上必要な以下の項目について把握する。 ①配置技術者の専任及び技術者の適正な配置 ②工程表 ③労働災害、退職金等の保険の加入状況 ④その他契約の履行上必要な事項	契 第1条 契 第10条 共 第1編1-1-4 共 第1編1-1-50 共 第1編1-1-3
(2) 施工体制台帳の審査	受注者から提出された施工体制台帳の審査を行う。	共 第1編1-1-14
(3) 施工計画の把握	受注者から提出された施工計画書により、施工の手順や工法等について確認するとともに、これに基づき施工が行われているか把握する。 なお、以下の項目については、特に留意すること。 ①計画工程表 ②現場組織表（施工体制台帳及び施工体系図） ③安全管理 ④交通管理 ⑤環境対策（自然、動植物、景観等の保全） ⑥再生資源の利用促進と建設副産物適正処理方法（利用促進計画） ⑦施工管理 ⑧その他（関係法令の遵守等） また、必要に応じて、さらに詳細な施工計画書の提出を指示する。	共 第1編1-1-5 共 第1編1-1-32 共 第1編1-1-14 共 第1編1-1-34 共 第1編1-1-41 共 第1編1-1-39 共 第1編1-1-22、23 共 第1編1-1-30 共 第1編1-1-42
(4) 契約図書に基づく指示、承諾、協議等	契約の履行についての受注者への指示、承諾又は協議を行う。 。設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付や、受注者が作成した詳細図等の承諾を行う。	契 第9条 共 第1編1-1-8
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。 また、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正又は変更を行う。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。	契 第18条 共 第1編1-1-3

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	契約変更に必要な図面、特別仕様書（工事数量一覧表を含む）等について、現地精査の結果等による出来形測量結果及び契約変更に係る打合簿処理事項等をもとに作成する。	契 第19条 共 第1編1-1-3 共 第1編1-1-18
(7) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共 第1編1-1-19
(8) 契約担当官等への報告		
1) 工事の一時中止及び工期の延長の検討及び報告	①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。 ②受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。	契 第20条 共 第1編1-1-17 契 第21条 共 第1編1-1-17
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の引渡し前の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第27条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。 ②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第29条 共 第1編1-1-48
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。	契 第28条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第33条 共 第1編1-1-31
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	受注者より中間前金払の請求があった場合は、出来形図及び出来形数量に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。	契 第34条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	受注者より部分払の請求があった場合は、支払いの対象となる既済部分出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第38条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契 第12条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置	①契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。 ②契約書第48条第1項に基づき受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要求を確認し、契約担当官等へ報告する。 ③契約が解除された場合には、引渡し及び支払いの対象となる既済部分出来形の調査・確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第46条、47条 契 第48条 契 第49条
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	下記の事前調査を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物・障害物の把握 ③支給（貸与）品の確認 ④受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑤工事区域用地の把握 ⑥事業損失物件の確認 ⑦その他必要な事項	共 第1編1-1-45 共 第1編1-1-34 共 第1編1-1-20 共 第1編1-1-43 共 第1編1-1-11
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契 第13条、14条 共 第1編1-1-24 共 第1編2-1-2 共 第1編2-1-3
(3) 工事施工の立会	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第14条 共 第1編1-1-25
(4) 工事施工状況の確認 (施工段階確認)	設計図書に示された段階、又は監督職員の指示した施工途中の段階において、立会等により、出来形、品質、規格、数量等の確認を行う。（施工段階確認マニュアルによる確認）	共 第1編1-1-2 共 第1編1-1-25

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(5) 工事施工状況の把握 (施工体制の把握)	現場の施工体制等について、施工計画書及び施工体制点検審査マニュアル等により点検・把握する。また、主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。	共 第1編1-1-5 共 第1編1-1-14
(6) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共 第1編1-1-32
(7) 工事出来形の確認	出来形測量の結果を土木工事施工管理基準等と照合し、出来形数量の確認を行う。	共 第1編1-1-26
(8) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共 第1編1-1-22・23
(9) 改造請求及び破壊による確認	①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第17条
(10) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立合う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。	契 第15条 共 第1編1-1-20
(11) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し監督職員の指定する場所で監督職員が受け取る。	共 第1編1-1-21
3. 対外調整 (1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契 第2条

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
(2) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共 第1編1-1-43
(3) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共 第1編1-1-43
4. 工事の安全確保		
(1) 安全パトロール等	工事現場等の安全パトロール、運搬車両の過積載の点検等を行い、未然に事故防止を図る。	共 第1編1-1-34
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を請求する。	契 第26条 共 第1編1-1-51
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事故調査委員会に報告する。	共 第1編1-1-38
5. 工事竣工等に伴う対応		
(1) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	共 第1編1-1-28 共 第1編1-1-29
(2) 工事完成検査等の準備	受注者から提出された検査に必要な関係書類の内容を確認する。	共 第1編1-1-28
(3) 工事完成検査等の立会い	工事完成検査、既済部分検査、中間技術検査の時に立会いを行う。	共 第1編1-1-28 共 第1編1-1-29 中間技術検査実施要領
(4) 工事成績の評定	監督職員は、工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	工事成績評定要領
(5) 工事目的物の引き渡し	受注者から、工事目的物の引き渡しの申し出があった場合は、直ちにこれを受け、契約担当官に報告する。	契 第31条

4. 農業農村整備事業等における直轄工事の検査の種類

(1) 検査の種類

農業農村整備事業等の直轄工事については、出来形や品質等が設計図書に対し適合していることを判定するために、施工の途中段階や完成時に検査を実施し、これに合格した場合に請負代金の支払いを行うものである。

この検査の種類については、会計法に基づくものと、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）に基づくものがあり、詳細は次のとおりである。

1) 既済部分検査

契約工期の中で定められた時点及びこれに伴う出来高について確認を行う、施工途中での検査である。

この検査では、契約工期の中で定められた時点の出来高に対し、出来形、品質等が契約図書に対し適合していることを確認し、検査の結果が適合していれば、その出来高に見合う請負代金が支払われる。

なお、検査で適合と認められた出来高の工事目的物については、発注者に引き渡しは行われず、引き続き受注者が管理することとなる。

2) 中間技術検査

公共工事の品質確保を目的として、予め契約図書に実施の有無を記載して行われる施工途中段階の検査である。

この検査の実施時期は、完成検査又は既済部分検査の実施時期と当該工事の主要工種の進捗状況を考慮して決定し、中間技術検査の申請があった日までの出来高を対象に、出来形、品質等が契約図書に対し適合していることを確認し、検査の結果が適合していれば、その出来高部分について、これ以降の状況変化や技術的な再確認がない限り、完成検査又は既済部分検査時の確認を省略できる。

なお、この検査は公共工事の品質確保を目的として実施することから、請負代金の支払いは行われない。

3) 完成検査

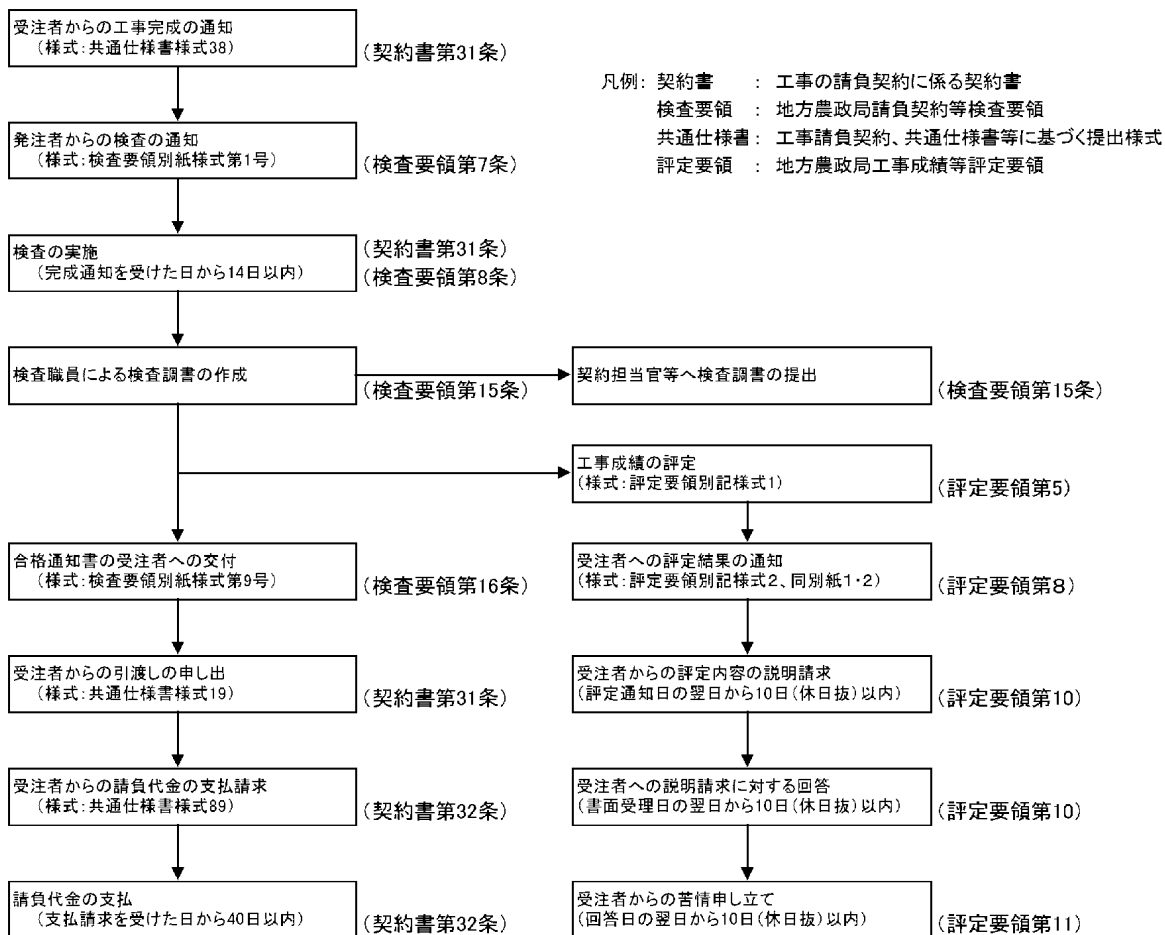
工事が完成し、受注者から発注者へ工事目的物を引き渡す際に行う最終段階の検査である。

この検査では、出来形、品質等が契約図書に対し適合していることを確認し、検査の結果が適合していれば工事は完了し、工事目的物の引き渡しが行われ、請負代金が支払われ、契約が完了する。

(2) 検査実施フロー

完成検査を例に手続きのフローを参考までに示す。

検査実施フロー



地方農政局請負契約等検査要領（模範例）の制定について

平成 28 年 3 月 31 日 27 予第 1917 号

地方農政局請負契約等検査要領模範例

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 ○○農政局の所掌に属する工事、製造、調査、測量、設計等についての請負契約若しくは委託契約又は物件の買入れその他の契約により受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事及び製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）のため行う検査（以下「検査」という。）については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）及びその他財務会計関係の法令、通達等に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

（検査を行わせる職員の範囲）

第 2 条 検査は、本局（地方農政局の内部部局という。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあっては本局の職員に、事業所等（○○農政局会計事務取扱細則（昭和○○年○月○日付け○第○○号）第○条に規定する事業所等をいう。以下同じ。）の契約担当官等の契約に係る場合にあっては当該事業所等の職員に行わせるものとする。ただし、本局の契約担当官等の契約に係る場合であっても事業所等の職員に検査を行わせることが適当と認められる場合には、事業所等の職員に検査を行わせることができる。

（委託検査）

第 3 条 検査に当たって、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前条に規定する国の職員に検査を行わせることが困難であり又は適当でないと認められる場合には、前条の規定にかかわらず国の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができるものとする。この場合における受託者の検査に関して必要な事項は、○○農政局会計事務取扱細則（昭和○○年○○○号）第 34 条に規定する委託検査契約書を作成するときに約定するものとする。

（検査の種類）

第 4 条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約（委託契約を含む。）にあっては、完成検査及び既済部分検査
- (2) 調査、測量、設計等の請負契約（委託契約を含む。）にあっては、完了検査
- (3) 物件の買入れ契約にあっては、完納検査及び既納部分検査
- (4) 土地等の取得等の契約にあっては確認検査

2 完成検査は、工事等が完成した場合において、当該工事等の全部（工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の工事が完了したときの指定部分に係る工事（以下「指定部分工事」という。）を除く。）について行うものとする。

3 既済部分検査は、工事等の完成前に当該工事等の既済部分に対して代価の一部を支払う場合において当該既済部分（指定部分工事を含む。）について行うものとする。

- 4 完了検査は、調査等の業務が完了した場合において当該調査等の全部について行うものとする。
- 5 完納検査は、買入れ物件が完納した場合において当該物件の全部（既納部分について引渡しがあったものは除く。）について行うものとする。
- 6 既納部分検査は、物件の一部について納付があった場合に当該既納部分に対して代価の一部を支払う場合において当該既納部分について行うものとする。
- 7 確認検査は、土地の取得又は使用にあっては、土地の引渡し、土地に移転すべき物件があるときは当該物件の移転及び土地等に関する所有権以外の権利の消滅にあっては明渡しを受けた場合に行うものとする。

ただし、当該土地等の権利者に対して積極的に反対給付を求めないような場合は除く。

（検査の時期及び場所）

第5条 検査は、契約の相手方から給付の完了（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合における工事若しくは製造の既済又は物件の既納を含む。）の通知を受けた場合に、契約に定められた検査の期限内において検査日時をあらかじめ定め、契約の相手方に通知された給付の場所において行わなければならない。ただし、給付場所が遠隔地である等のため、検査を給付場所において行うことが困難であり、又は適当でないと認められた場合には、給付場所以外の契約において定めた場所で行うことができる。

（検査職員の心得）

第6条 検査職員は、検査を行う前に検査の対象となる工事等の内容等を熟知しておかなければならない。

- 2 検査職員は、厳正かつ、公正に検査を行わなければならない。

（検査の通知）

第7条 本局の契約担当官等は検査職員が事業所等において検査を実施する必要があるときは、検査通知書（別紙様式第1号）により当該事業所等の長に通知するものとする。

- 2 契約担当官等は、検査職員に契約金額150万円を超える契約に係る検査又は給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合の既済部分の検査を行わせようとするときは、検査通知書（別紙様式第1号）により契約の相手方に通知するものとする。

ただし、工事請負契約以外の契約であって契約担当官等が必要でないと認める場合にあっては省略することができる。

第2章 検査の実施

（検査の実施）

第8条 検査は、給付の内容に対し、契約書、仕様書、設計図書その他の関係書類と対照して、その給付の完了を確認するものとする。

- 2 前項の場合において、工事出来形並びに材料の規格、品質及び数量については、測定その他の方法による検査を綿密に行うものとする。
- 3 第1項の場合において、検査の対象が地中、水中等にあるため直接明視することができないとき、又は形状、寸法、品質、数量等の確認をすることができないときは、監督職員の示す書類、帳簿等の資料及び契約の相手方の工事関係記録により検査するものとする。
- 4 検査職員は、買入れに係る単位が20万円に満たない物件で、給付の内容が担保されると認められる保証書の提出があったものについて、第1項に規定する検査のうち数量以外の検査を省

略することができるものとする。

- 5 検査職員は、検査に当たって、監督職員及び請負者に関係資料の提示及び事実の説明を求めることができるものとする。

ただし、物件の買入れ契約にあつては、納品書又は物件引渡書その他の給付の内容、数量及び発行年月日を表示する書面を契約の相手から提出させることとする。

- 6 検査職員は、給付の内容の検査を全数について行うことが困難なものについては、抽出によることができるものとする。

(破壊検査等)

第9条 検査職員は、必要に応じて破壊、発掘、試験等の方法により品質、規格、数量等を検査することができるものとする。

ただし、この場合の破壊等による検査は必要最小限にとどめるものとする。

(未使用材料の検査)

第10条 検査職員は、未使用材料のうち出来高に算入するものについては、数量、規格、品質、所在場所、管理状況等について検査しなければならない。

(貸与物品等の検査)

第11条 検査職員は、工事等について貸付け又は支給した機械器具、材料等がある場合には、保管、使用、返納等の状況を検査しなければならない。

(検査基準)

第12条 検査職員が検査を行うに当たって必要な基準は、別に定めるものとする。

(緊急措置)

第13条 検査職員は、検査の実施中重大かつ緊急を要すると認められる事態が発生した場合には、直ちに契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

第3章 検査の報告等

(検査済みの表示)

第14条 検査職員は、第4条第1項に掲げるものに関する検査を完了した場合には、決議書等の検査済欄に検査年月日を記載して押印するものとする。ただし、検査調書を作成した場合には、検査調書を確認し、検査済欄に「別紙検査調書のとおり」と記載するものとする。

- 2 検査場所が遠隔地等で、前項によりがたい場合には、納品書等に別紙様式第2号の検査済の印を押し、検査年月日、所属部局課名及び氏名を記載して押印し、納品書等を支払事務を取り扱う職員に送付することとする。

- 3 検査職員は、第4条第1項第3号に掲げる検査を完了した場合には、第1項の手續に加えて納品書等に検査済の表示、検査年月日、所属部局課名及び氏名を記載して押印し、納品書等を支払事務を取り扱う職員に送付することとする。

なお、検査を行った結果、履行期限を遅滞しているときは、速やかに契約担当官等に報告すること。

- 4 「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき、全府省等において導入される電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により事務処理を行う契約において、次条前段により検査調書を作成した場合は、検査職員は電子調達システムに必要な情報を記録するものとする。

(検査調書の作成)

第 15 条 検査職員は、次に掲げる場合には、検査調書を作成し遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。ただし、電子調達システムに必要な情報を記載することにより検査調書の作成及び提出に代えることができる。

- (1) 契約金額が 200 万円を超える契約に係る検査を完了した場合
- (2) 給付の完了前に代価の一部を支払う必要があるため既済部分、又は既納部分の検査を行った場合
- (3) 検査を行った結果、給付が契約の内容に適合しないものである場合
- (4) その他契約担当官等が必要であると認めた場合

2 前項の検査調書は、下表に掲げる様式によるものとする。

検査の種類	別 紙 様 式					
	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号
第 4 条第 1 項第 1 号に関する検査	○	○			○	
同条同項第 2 号に関する検査			○		○	
同条同項第 3 号に関する検査						○
同条同項第 4 号に関する検査				○		

(検査の合格通知書の交付)

第 16 条 検査職員は、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の検査の結果、合格と認めたときは、契約の相手方に検査の合格通知書（別紙様式第 9 号）を交付し、その結果を契約担当官等に報告するものとする。

なお、契約の相手方が電子調達システムを使用している場合は、同システムによることができるものとする。

ただし、合格通知書を交付する必要がないと認められる場合には、これを省略することができる。

(破壊検査の報告)

第 17 条 検査職員は、破壊検査を実施した場合には、その事由並びに破壊した位置及び規模を明らかにした書面により契約担当官等に報告しなければならない。

(完成届等その他関係書類の保存)

第 18 条 完成届等、社内試験成績表、受領書及び証明書並びに検査の判定の基になった基礎資料は、当該年度経過後原則として 5 年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以下、様式については、省略する。

土木工事検査技術基準（標準例）について

平成 17 年 3 月 28 日 16 農振第 2233 号

最終改正 平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2269 号

施設機械工事等検査技術基準（標準例）について

平成 19 年 3 月 28 日 18 農振第 1896 号

土木工事検査技術基準（標準例）

第 1 目的

この基準は、〇〇農政局請負契約等検査要領第 12 条の規定に基づいて、土木工事の検査に必要な技術的事項を定め、もって、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

第 2 適用

この基準は、〇〇農政局の所掌する国営土地改良事業等における請負工事に係る既済部分検査、完成検査及び中間技術検査に適用する。

第 3 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、合否の判定を行うものとする。

- 1 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む）と、契約書、仕様書、図面、その他の関係書類を対比し、別表第 1 により行うものとする。
- 2 工事の出来形及び品質の検査は、原則として実測、場合により施工管理記録によるものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来栄えについて、契約図書と対比して別表第 2 により行うものとする。
- 3 工事の出来高数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書により確認するものとする。

第 4 検査の判定基準

検査の合格又は不合格の判定の基準及び不合格の場合における処置は次の各号によるものとする。

1 合格

- (1) 測定値が全て別表第 1 及び第 2 に定める規格値を満足する場合。
- (2) 測定値の一部が規格値の上限値を越えているが、構造及び機能に支障ないと判断される場合。

2 不合格

測定値が前項各号に該当しない場合。

3 不合格の場合の処理

前項に該当する場合は、契約担当官等に報告するものとする。

別表第 1

項 目	関 係 書 類	内 容
工事の管理状況	契約書、仕様書、設計図、 工事打合簿、施工管理記 録、その他	協議事項の処理内容、管理手順、施工 管理記録の整理状況、測定値と規格値 との関係、管理結果の工事への反映状 況
貸与品及び支給品	支給、受領、使用、精算、 返納等の関係書類	支給、受領、使用、保管、精算及び返 納の処理状況
貸与設備及び貸与 機械	貸与規程	使用、受領、使用状況、保管、整備及 び返納の処理状況
工事材料 解体材及び発生材	仕様書、材料検査簿、解 体及び発生材調書	工事材料の検査状況 解体及び発生材料の処理状況
施工体制	施工計画書、施工体制台 帳	適正な施工体制の確保状況

以下、別表については、省略する。

